

平成27年第1回

おいらせ町議会定例会

会議録第2号

おいらせ町議会 平成27年第1回定例会記録

おいらせ町議会 平成27年第1回定例会記録				
招集年月日	平成27年3月9日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成27年3月9日 午前10時09分 議長宣告			
延 会	平成27年3月9日 午後 4時30分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	高 坂 隆 雄	2 番	田 中 正 一
	3 番	平 野 敏 彦	4 番	檜 山 忠
	5 番	日野口 和 子	6 番	川 口 弘 治
	7 番	袴 田 信 男	8 番	沼 端 務
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	立 花 國 雄	12 番	柏 崎 利 信
	13 番	西 舘 秀 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	馬 場 正 治	16 番	佐々木 光 雄
不 応 招 議 員	な し			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	な し			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	副 町 長	柏 崎 源 悦
	教 育 長	福 津 康 隆	総 務 課 長 心 得	成 田 光 寿
	行 政 管 財 課 長	松 林 泰 之	分 庁 サ ー ビ ス 課 長	松 林 光 弘
	企 画 財 政 課 長	小 向 道 彦	ま ち づ け り 防 災 課 長	中 野 重 男
	税 務 課 長	田 中 富 栄	町 民 課 長	小 向 仁 生
	環 境 保 健 課 長	松 林 由 範	介 護 福 祉 課 長	倉 舘 広 美
	農 林 水 産 課 長	松 林 政 彦	商 工 観 光 課 長	澤 田 常 男
	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠	会 計 管 理 者	柏 崎 尚 生
	病 院 事 務 長	山 崎 悠 治	教 育 委 員 会 委 員 長	加 藤 正 志
	学 務 課 長	泉 山 裕 一	社 会 教 育 ・ 体 育 課 長	北 向 勝
	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	松 林 泰 之
	農 業 委 員 会 会 長	山 崎 市 松	農 業 委 員 会 事 務 局 長	松 林 政 彦
監 査 委 員	名 古 屋 誠 一	監 査 委 員 事 務 局 長	袴 田 光 雄	

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	袴田 光雄	事務局 次長	小向 正志
	臨時職員	吉田 美里		
町長提出 議案の題目	「議案第13号 おいらせ町行政手続条例の一部を改正する条例について」及び「議案第14号 おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について」の訂正の件			
	報告第1号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)について)			
	諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて			
	議案第1号 おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて			
	議案第2号 おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて			
	議案第3号 おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて			
	議案第4号 おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて			
	議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について			
	議案第6号 おいらせ町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について			
	議案第7号 おいらせ町いじめ防止対策審議会条例の制定について			
	議案第8号 おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について			
	議案第9号 おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について			
	議案第10号 おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			
	議案第11号 おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			
	議案第12号 おいらせ町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			
	議案第13号 おいらせ町行政手続条例の一部を改正する条例について			
	議案第14号 おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について			
	議案第15号 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について			
	議案第16号 おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例について			
	議案第17号 おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例について			
議案第18号 おいらせ町保育所における保育に関する条例を廃止する条例について				
議案第19号 おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例について				
議案第20号 おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について				

議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時09分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
	11番 立花國雄議員	
	12番 柏崎利信議員	
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
	事務局長 (袴田光雄君)	<p>おはようございます。</p> <p>事務局からお知らせいたします。</p> <p>皆さんにお配りの一般質問通告書について訂正をお願いいたします。</p> <p>一般通告書をお開きください。一般通告書の最後のページ、6ページになります。ここをごらんください。</p> <p>3席15番、馬場正治議員の質問の中で大きい2番の(2)新年度予算の策定と3月予算議会とありますが、この部分で「予算会議」とありますところを正しくは「予算議会」に訂正していただきたいと思います。これは事務局で浄書する際に誤ったものです。大変申しわけありませんでした。</p> <p>次に、一般質問について若干ご説明申し上げます。</p> <p>本日は3人の一般質問が予定されております。</p> <p>質問時間は60分以内としております。時間制限の5分前には次のように呼び鈴を鳴らします。また、60分に達しますと次のようにベルを鳴らします。このベルが鳴りましたら、速やかに質問を終了願いたいと思います。</p> <p>それでは修礼を行いますので、ご起立願います。</p>

<p>会議成立 開議宣告</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>礼。 ご着席ください。</p> <p>おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(開会時刻 午前10時09分)</p>
<p>議事日程報告</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p>
<p>一般質問</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第1、一般質問を行います。 質問に先立ちまして一問一答方式についてご案内申し上げます。</p> <p>1つ目、一問一答方式で行う場合は、登壇した際に、その旨を発言してから開始していただきます。</p> <p>2つ目、質問は通告してある質問事項の順序に質問願います。</p> <p>3つ目、通告した質問事項の中に質問の要旨が複数ある場合は、1点目の質問要旨に対する質問が終了してから2点目の質問要旨に移るとい形で質問の要旨の順番に従って質問願います。</p> <p>4つ目、1件目の質問事項の質問を終了し、次の質問に移る際は次の質問事項を開始する旨を発言願います。</p> <p>なお、質問の回数制限はございませんが、質問時間は答弁を含めて60分以内とされるようお願いいたします。</p> <p>一般質問者は、一般質問者席において発言願います。 通告順に発言を許します。</p> <p>1席、4番、檜山忠議員の一般質問を許します。 4番。</p>
<p>質疑</p>	<p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>それでは、質問をいたします。 議長のお許しを得て通告に従い、一般質問をいたします。一問一答方式をお願いをいたします。</p> <p>歳月の過ぎるのは早いもので、議員になって4年が経過しようとしています。この間皆様方のご指導ご鞭撻をいただき、今期最後の一般質問を行う機会を与えていただきました。深く感謝申し</p>

		<p>上げます。</p> <p>昨年の国政選挙では自民党が圧勝いたしました。これでアベノミクス効果に弾みがつき、地方経済の好循環を期待するものであります。そして4年前の3・11、あの東日本大震災で痛めた被害者の心を一日も早く癒し、被災地の早い復興を願うものであります。</p> <p>さて、それでは質問に移りますが、浅学な私の質問では的を射た質問とならないかもしれませんが、我が町の将来の基礎となる教育のあり方を問うものであります。真摯なるご答弁、よろしくお願いいたします。</p> <p>質問事項1ですが、教育方針についてであります。</p> <p>質問の要旨(1)7月に就任いたしました福津康隆教育長の方針を問うものであります。</p> <p>教育長は7月に就任し、早いもので8カ月がたちました。その間、教育長から町民皆さんに自分自身の言葉で自身の考えに基づく教育方針を示していないように思われます。</p> <p>そこで分野別にお聞きいたします。</p> <p>最初にアとして、社会教育に対する方針を伺います。</p> <p>(ア)ですが、町民に生涯学習を奨励し、町民もまたそれにこたえるべく学習に励んでいます。その町民の生涯学習教育に対する考えをお聞かせください。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>教育長。</p> <p>1席、4番、楡山忠議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>教育長の福津康隆でございます。</p> <p>当町の社会教育は、心豊かな生涯学習社会の実現を目指し、「奥入瀬川の恵みと笑顔あふれるまち」を将来像とする第1次おいらせ町総合計画を踏まえ「心豊かな人育てと伝統・文化が香るまち」を推進目標とした第1次おいらせ町社会教育中期計画に基づき、各種社会教育事業を推進してきました。</p> <p>現在、平成27年度からの5カ年計画である第2次社会教育中期計画を策定中であり、町総合計画後期基本計画との整合性を図りながら社会教育の現状と今後の社会教育行政のあり方を考</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	

		<p>え、当町の特色を生かした社会教育を推進していくこととしております。</p> <p>特に来年度からの5年間においては人育て、団体育て、ネットワーク、活動拠点の活性化の4つの重点キーワードを設け、既存の学習機会・人材育成に関する事業を一体的に見直し、組織的かつ継続的な学習活動により現代的課題を解決するための仕組みを再構築することで魅力ある生涯学習社会の実現を目指したいと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (樽山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは(イ)として、例年、町民は1年間の学習の集大成の場としている生涯学習フェスティバル、その平成27年度のフェスティバルを合併10周年記念事業ととらえて、町民の発表するその作品を媒体として多くの町民に会場していただき、町民の融和できる場所とする考えはございませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>おいらせ町誕生10周年記念事業につきましては、去る2月18日の議員全員協議会において担当課からご説明申し上げておりましたが、記念事業の選定に当たっては、役場内各課や町民等から企画提案を募集し、提案のあった28件をもとに町民等で構成される審査委員会協議を経て対象事業を選定してきております。</p> <p>ご質問の生涯学習フェスティバルについてであります、当町における生涯学習の一大イベントであり、町民の融和や一体感の醸成という点でも大変重要な事業であると認識しており、町行事等への共通対応である誕生10周年記念の冠つきはもちろんのこと、配分された予算の範囲内ではありますが、事業内容を再考するなどし、10周年記念の節目にふさわしい内容になるよう企画内容での充実を図ってまいりたいと考えております。</p>

		<p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	佐々木議長	4番。
	4番 (檜山 忠君)	<p>10周年記念事業として成功させるようにしていただきたいと思うんですが、再質問になりますが、このフェスティバルは例年多くのボランティアに支えられての開催であります。その予算は50万円から60万円前後であり、来場者数は約3,000人前後あります。町一番の文化祭となる大きなイベントであります。</p> <p>そこで、この際少し予算を増額し、ボランティアの労をねぎらい、文化人でもあるボランティアの皆さんが一献交えながら町の文化談義に花を咲かせる機会を設ける考えはございませんか。</p>
答弁	佐々木議長	課長。
	社会教育・体育課長 (北向 勝君)	<p>お答えいたします。</p> <p>議員ご指摘のとおり、本イベントはサブタイトルに町民の手づくりであり、多くのボランティアに支えられています。このような趣旨からも今のところ補助金で経費を負担し、懇親会などの機会を設けることは考えておりません。</p> <p>昨今の情勢を見ても一般的に公費による負担は縮小、廃止の傾向にあることをご理解ください。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	佐々木議長	4番。
	4番 (檜山 忠君)	<p>公費は使わなくても会費でもいいんじゃないですか。会費でやってもできることだと思うので、おいおい検討してみてください。</p> <p>それでは、次に移ります。</p> <p>(ウ)ですが、伝統文化に対する考えと、また、特に伝統芸能の保存と、その伝承に対する考えをお聞かせください。</p>
	佐々木議長	教育長。

<p>答弁</p>	<p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>当町には当町の風土、環境によって育まれてきた民俗芸能がありますが、郷土芸能保存団体の指導者皆さんの相当なご苦勞、頑張りによってこれまで伝承されてきております。</p> <p>これらの無形民俗文化財は町の歴史や風土、特徴を知る上で大変貴重なもので、絶やすことなく後世へ伝えていかなければならない町の財産と認識しておりますが、社会環境の変化や不景気などにより各保存団体は継承活動、後継者育成に大変苦慮しております。</p> <p>教育委員会といたしましては、これらの民俗芸能を何とか絶やさぬよう補助金による活動支援のほか、イベント出演時の移動バスの手配、広報紙での活動の周知、町内小中学校への参加者募集の呼びかけ、後継者育成推進事業などで支援をしております。</p> <p>また衣装や楽器の購入など費用が高額にかかるものについては各種助成事業に申請して対応しており、今後も支援が必要と考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。それぞれ町の宝でありますから、伝承させるための対策を十分にやっていただきたいと、そういうふうに思います。</p> <p>さて、再質問なんですけど、教育長は、おいらせ町で育まれた文化をどのように考え、そして、それらの文化を把握していますか。また、そのことで歴代の教育長から話を聞く機会がありましたか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>これまでにおいらせ町の文化について歴代の教育長から話を伺う機会は特段ございませんでした。</p> <p>先ほどの伝統文化を含め、当町文化協会等による活動について</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (樽山 忠君)</p>	<p>は承知しておりますが、町民の生活様式、その土地の風土、習慣など文化という表現は非常に多岐にわたることからも、その把握の程度となると大変広範囲にわたり、非常にお答えしづらい、ここではものがあると考えております。</p> <p>しかし、当町に限らず、その町、地域で生まれた文化は、それぞれが大変貴重なものであると思います。そして引き続き、その地域の方々によって受け継がれ、育まれていってほしいと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>4番。</p> <p>できれば、おいらせ町の伝統文化、それら含めて教育関係のことについては、やはり歴代の教育長さんからも話を聞く機会を持っていただいたほうが、これからいろいろなことをやっていく上においてはよろしいんじゃないかなと思いますので、ぜひ話を聞く機会を持っていただければなど、そういうふうに思います。</p> <p>それでは、今の件について再質問になりますけれども、教育長は出身地が津軽地方とのことであります。学校卒業後の新任地は百石小学校であったと聞きますが、また教育委員時代の大半は他市町村での勤務が長かったと聞きます。おいらせ町の多くのすばらしい文化に触れ、親しみ、早く理解していただきたいものと思いますが、いかがですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>ご指摘のとおり、私は百石小学校教員をスタートとして以来旧百石町、おいらせ町の町民として40年以上過ごしてまいりました。自宅の裏手には郷土会館があり、20年以上にもわたり郷土芸能のお囃子の練習の音を聞いて身にしみ込んでおります。私は、この地に骨を埋めるつもりですが、生まれてから大学を卒業するまでの空白についてはいかんともしがたく、今後一層の精進に努めてまいる所存でございます。</p> <p>以上です。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、次に(エ)として今、町民が取り組んでいる町民1スポーツ促進に対する考えをお聞かせください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>スポーツは運動による基礎体力の維持・向上のほか免疫力向上と血流増加による脳の働きの維持・向上に効果があるとされ、青少年の学力向上や高齢者の健康長寿増進に有効であります。</p> <p>町では平成27年度から環境保健課に健康長寿推進室を設置します。この推進室と協働し、町民一人一人がスポーツに日ごろから触れ、健康でいられるようにスポーツ振興に努めたいと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。</p> <p>再質問になりますが、競技スポーツの促進は町民にとっては課題が多いと思いますが、老若男女誰にも楽しめるニュースポーツの普及促進が最適と思いませんか。その普及促進を推進できるのはスポーツ推進委員ではありませんか。その活動をどのように期待していますか。また、参考までにお聞きいたしますが、今年の将棋まつりの会場はどこですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>社会教育・体育課長 (北向 勝君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>スポーツを大別すると、競技スポーツとニュースポーツ、軽スポーツがあります。競技スポーツについては、現在おいらせ町体</p>

		育協会に加盟する17団体を中心とした普及促進を考えております。 そしてニュースポーツについては、スポーツ推進委員と協力し、ニュースポーツに触れる機会等体験会を開催し、町民に紹介、普及していきたいと考えております。 平成27年度の将棋まつりはイオンモール下田を主会場として検討しております。 以上で答弁を終わります。
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	4番。 その将棋まつりの会場には例年どおりのニュースポーツの体験コーナーがありますか。
答弁	佐々木議長 社会教育・体育課長 (北向 勝君)	社会教育・体育課長。 お答えいたします。 ニュースポーツ体験コーナーは将棋まつり2日目といきいき健康まつり・ボランティア祭りに合わせて中央の芝生広場で行ってきたものであります。 今回の将棋まつりは合併10周年を記念してイオンモール下田での開催を予定しておりますが、イオンモール下田の会場との兼ね合いから同日開催が難しい状況にあります。ニュースポーツの促進普及のために町民スポーツ・レクリエーション祭、町民ニュースポーツ体験会を行っていることを申し添えます。 以上で答弁を終わります。
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	4番。 ようやく定着したコーナーです。これにかわるような企画は27年度は考えていませんか。
答弁	佐々木議長 社会教育・体育課長	社会教育・体育課長。 お答えいたします。

<p>質疑</p>	<p>(北向 勝君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>4番</p> <p>(檜山 忠君)</p>	<p>今年度は諸般の事情により休止したいと考えておりますが、平成28年度は再開できるものと考えております。</p> <p>なお、ニュースポーツの普及に向けては、先ほども答弁したとおり、町民スポーツ・レクリエーション祭、町民ニュースポーツ体験会は継続して開催する予定であることを申し添えます。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>4番。</p> <p>今年にはできないものとしても町長が長寿青森県一を目指すということであれば、継続してやることを特に要望いたしておきます。</p> <p>それでは社会教育に対する最後の質問ですが、(オ)として、挨拶運動に対する考えをお聞かせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>教育長</p> <p>(福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>笑顔があふれる元気な町の実現と昨今の子どもたちを取り巻く犯罪に対する安心・安全について地域ぐるみで取り組む環境を育てることを目的とし、挨拶運動に取り組んでおります。</p> <p>連合町内会や連合婦人会を初めとする各種団体代表者や企業代表者によって組織されるおいらせ町あいさつ運動連絡協議会が主体となり、活動を行っております。</p> <p>その具体的な取り組み内容は、1つ、例年10月を挨拶運動推進月間に設定し、挨拶運動ポスター、のぼり旗を町内に設置しております。</p> <p>2つ目として、挨拶の標語を募集し、ポスターに使用しております。</p> <p>3つ目として、町内各幼・保育園で挨拶運動の周知活動を行っております。</p> <p>4つ目として、挨拶に関するコラムを年5回程度広報紙に掲載しております。</p> <p>5つ目として、挨拶運動取り組み状況に関するアンケートを実施しております。以上5項目を重点に取り組んでおります。</p>

		<p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりましたが、取り組みの割には町民に浸透しきれていない状態と思われます。この件については町長にもお聞きいたしたいと思いますが、町長はまず先に職員の挨拶をと話していましたが、1年たって、その達成度は何パーセントぐらいと考えていますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>挨拶運動は合併当初からやらなければならないということで、初代町長のときから私が提案をして始めているものでございます。地域社会を町を明るくするというのは挨拶からと、心を開く声かけであるというところからのスタートであります。</p> <p>そして職員のほうも真剣に取り組んでおります。職員のほうは職員行動指針推進本部というのを設けましてやっておるわけにありますけれども、毎月庁議のときには、それこそ見直しやチェックやらということで課長会議なんかあるんですが、そのときには再度心に入れ直して新鮮な気持ちでまた月の初めからスタート、挨拶運動をするというふうにやっております。</p> <p>檜山議員から見るとまだまだだと思えますし、私もまだまだだとは思っておりますが、大分浸透してきているのは間違いないわけでありまして。町に対しても、それから職員同士の声かけというもの、挨拶は大分よくなってきていると私は思っていますし、広がっているというふうに思っていますので、これをずっとまた継続していかなければならないと思っております。</p> <p>さて、達成度何点かということでありましてけれども、点数に換算するのはなかなか難しいと考えておりますけれども、しかし、考え方としては、挨拶運動を徹底してよくなったと言われながらも、まだまだ足りないという精神のもとに、この挨拶運動は職員同士でもっともっと深く広くやって、それから行政の職員のところから「先ず隗より始めよ」ですから、ここから始めて町民の方々</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檀山 忠君)</p>	<p>に広げていって、明るくさわやか、それこそ挨拶運動を徹底してまいりたいと思っております。そのことによって、おいらせ町は住みやすい、住んでみたい町になっていくというふうに思っておりますので、再度申し上げますが、さらに力を入れて継続してまいりたいというふうに思っております。</p> <p>4番。</p> <p>わかりました。答弁がちょっと長い。少し簡潔にお願いします。町長のそのスマイルを早く職員の皆さんに浸透させて町民のお手本としていただきたいと思えます。よろしくお願いします。それでは、次に質問の要旨イとして、学校教育に対する方針をお聞きいたします。</p> <p>(ア)ですが、児童生徒の意識高揚に対する考えをお聞かせください。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長 教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>児童生徒にやる気を持たせることは教育を進めていく上で、とても大切なことであると思っております。</p> <p>特に学習面においては、意欲を高めることは確かな学力を育成する上でも欠かすことのできない要素になっております。意識を高揚させ、意欲を持たせ、やる気を引き出す働きかけを児童生徒に対して行うことは、とても重要であると考えております。</p> <p>各学校においても授業の中で児童生徒の実態を把握し、着実に見取り、個に応じた意欲を高める指導を進めております。</p> <p>例えば目標を持たせる、見通しを持たせる、成就感を持たせる、成長を実感させることや各行事などを通して多くの児童生徒が活躍する機会を設定したりすることもあります。</p> <p>おいらせ町の教育方針として夢の実現に向けて「学ぶ楽しさと喜びを実感させ、個を生かし、生きる力と夢を育む学校教育」という方針があり、おいらせ町教育委員会としても児童生徒の意識高揚に向けて働きかけていきたいと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりましたが、児童生徒、父兄、そして町民誰もがわかる言葉とする考えがありませんか。例えば前教育長は「3やか」の言葉を挙げて、健やか、爽やか、賑やかをテーマといたしましたが、いかがですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>現在、キャッチフレーズ的なことは考えておりませんが、知・徳・体のバランスある人間形成を目指し、知としては学力向上、徳としては豊かな心の教育の充実、体として健康な体の育成を通し、子どもたちに笑顔のある教育の実現に努めてまいり所存でございます。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>再質問になりますけれども、教育長は子どもを褒めて伸ばすという考えをどのように思いますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>褒めて伸ばすということも大変大切なことと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>再質問になりますけれども、ならば、お聞きいたしますが、昨年11月に県の発明工夫展で特賞に入賞した生徒と親が教育長のところに報告に伺いました。一緒に写真まで撮っていただきました。その報告の写真を町の広報にも掲載いただけるものと考え</p>

		<p>ましたが、残念です。なぜ載せなかったのですか。写真はどうか りましたか。載せていただけたならば、子どもたちの大きな励み になったと思います。残念でなりません。</p> <p>また今年2月14日に開催された県下最大の大会、原燃ロボコ ン大会でも中級部門で2年連続特別賞を受賞した子がいます。昨 年は報告に伺いましたが、今、躊躇しているところでございます。 なぜならば、前回と同じ対応ではないかと思うからです。いかが ですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>県発明工夫展の広報掲載や写真の取り扱いについてでありま すが、広報掲載の依頼を行いました。紙面の都合上掲載をする ことができなかつたと聞いております。大変申しわけありませ ん。</p> <p>原燃ロボコン大会の受賞については、ぜひ報告していただけれ ば広報への手配を行いたいと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。それでは近いうちに伺いたいと思います。</p> <p>それでは次に(イ)ですが、2年ぐらい前に町が単独運営する ことになりました学務課指導室の運用状況とその効果に対する 考えをお聞かせください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>平成24年4月においらせ町教育委員会学務課に指導室を設 置して今年度で3年目となります。配置職員としては学校の管理 職経験のある室長1名、指導実績のある指導主事1名、教育相談 員1名、事務担当者1名、さらには外国語指導助手2名となつて おります。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 4番 (檜山 忠君)</p>	<p>指導室の主な業務内容は、1つ目として、学校を訪問し、各学校の教育活動の取り組みを確認し、学校経営や学校運営、教科指導とおいらせ町の教育基本方針を踏まえ、各学校の教育目標達成に向けた教育活動の実施内容についての指導、助言を行っております。</p> <p>2つ目として、教職員の指導力の向上や情報共有・意見交換のための研修会・協議会を定期的実施し、その中で指導助言しております。</p> <p>3つ目として、国や県の教育動向を的確に把握し、町の現状を踏まえた上で具体的な町の方策等について計画し、実施しております。</p> <p>4つ目として、海外派遣や外国語指導助手の活用等小学校と連携・協力した取り組みを実施しております。</p> <p>5つ目として、生徒指導面を中心に実情を踏まえ、具体的な対応について適切な助言をしており、必要であれば直接迅速に対応しております。</p> <p>6つ目として、県及び上北教育事務所管内の指導課、指導主事との横のつながりを密接に持ち、その情報をもとにして町の具体的な教育活動に生かしております。</p> <p>このように教育委員会に指導室があり、指導主事が常駐しているということは、教育委員会が各学校における学校運営等の具体的な取り組みを理解するに当たり、大変有効であると言えます。また国や県の方針を踏まえ、おいらせ町の教育方針に沿った指導を進め、おいらせ町の児童生徒の健やかな成長のために各学校に対して学校経営や教科指導と適切な指導助言を行うことができ、学校教育に与える効果は高いと認められることから指導室が果たす役割は非常に重要であると考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>4番。</p> <p>わかりました。</p> <p>では、次に(ウ)として、今年度の不登校者と不登校防止に対する考えをお聞かせください。</p>
-----------	---------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず不登校の定義であります、文部科学省では年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものとしております。</p> <p>本年度は1月現在で小学校は4名、中学校は14名になり、全校児童生徒数に占める割合は、小学校で0.27%、中学校は1.67%になります。</p> <p>なお、昨年度と比較して小学校では2名の増、中学校では5名の減になっております。</p> <p>各学校とも教育相談や家庭の連絡や訪問等で早期発見、早期対応に努めており、さらに子どもの社会的自立に向けた進路の問題としてとらえ、個々に応じたきめ細やかな対応にも努めております。</p> <p>これまで以上に学校には子どもが学校に来たいと思える魅力ある学校づくりを進めてもらうとともに、教育委員会といたしましても、子どもたちの実態と学校の取り組みをきちんと把握し、不登校の未然防止解消を図ってまいりたいと思っております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>思ったより不登校者が多いんですね。私は考えていたのよりはずっと多いような気がします。</p> <p>そこで不登校の原因は何なのでしょう。また、今後、不登校者に対する対応をどのように考えていますか。</p> <p>ところで、川崎市の中学1年生の さんが殺されるといふ不幸な事件が発生しています。報道では数カ月前から不登校状態にあったと聞きますが、万が一このような暴力事件が発生したときはどのように対処いたしますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>教育長</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p>

	(福津康隆君)	<p>不登校の原因として、主なものは無気力や情緒の混乱が挙げられておりますが、不登校の要因、背景は複合化や多様化の傾向にあります。また発達障害との関連も指摘されております。</p> <p>さらに不登校者に対する対応については、先に答弁したとおりでございます。さらに万が一暴力事件が発生したときは、直ちに児童生徒の安全確保を図り、その状況の把握に努め、学校の取り組みに対して警察や児童相談所等の関係機関と連携することも含めて指導助言及び支援することが必要だと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
	佐々木議長	4番。
質疑	4番 (樽山 忠君)	<p>わかりました。事件にならないようにしっかり対処していただくことを要望いたします。</p> <p>それでは(エ)ですが、学校と地区のコミュニケーションの促進に対する考えをお聞かせください。</p>
	佐々木議長	教育長。
答弁	教育長 (福津康隆君)	<p>お答えいたします。</p> <p>学校と地域が連携協力して取り組んでいくことは、とても大切なことであると考えております。各学校におきましても、開かれた学校づくりということで、地域、保護者と連携した教育活動を進めていると承知しております。</p> <p>文部科学省では、質問内容に関連したものとして、学校の運営に保護者や地域住民が参加するコミュニティスクール(学校運営協議会制度)を積極的に推進しており、全国各地での具体的な取り組みについて紹介しております。</p> <p>ただ、学校と地域の連携協力は大切であると思いますが、その方策については地域の実情を十分に考慮して取り組んでいくことが必要であると考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
	佐々木議長	4番。

質疑	4 番 (檜山 忠君)	再質問ですが、3年ぐらい前までは各学校に地区選出の評議員 があり、学校の経営のアドバイスと地区のコミュニケーションの 役割を担っていたと思いますが、それを復活させる考えはござい ませんか。
	佐々木議長	教育長。
答弁	教育長 (福津康隆君)	お答えいたします。 現時点では学校評議員制度の復活については考えておりませ んが、地域と連携して、よりよい学校づくりのための研究を今後 実施していきたいと考えております。 以上で答弁を終わります。
	佐々木議長	4 番。
質疑	4 番 (檜山 忠君)	それでは(オ)として、町内各学校の生徒の成績と学力向上に 対する考えをお聞かせください。
	佐々木議長	教育長。
答弁	教育長 (福津康隆君)	お答えいたします。 「おいらせ町学校教育指導の方針と重点」の1番目に、確かな 学力の育成を掲げております。おいらせ町の子どもたちの健やか な成長のために児童生徒に確かな学力を身につけさせることは 大変重要なことであると考えております。 教育委員会では計画訪問や行政訪問を行い、授業の充実や教師 の指導力の向上のための取り組みについての指導助言を定期的 に行っております。 また、全国学習状況調査や県学習状況調査等に加え、学校で行 っている標準学力検査の分析を行い、各学校の課題を把握した上 で、その改善に向けての具体的な方策の実施に関しても指導室を 通して指導しております。 これからも教育委員会として学力の向上に向けて積極的に取 り組んでいきたいと考えております。 以上で答弁を終わります。

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>再質問ですが、当町の生徒の昨年度の全国一斉学力テストの成績はどのようになっていましたか。その成績発表をどこまで行っていますか。また、今後、議会にも発表する考えはございますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>児童生徒の学力の習得状況については、小学校ではおおむね全国、県ともに平均値を上回っており、中学校につきましては、全国、県ともに平均値を若干下回っております。また学校で年度末に実施する標準学力検査（CRT）（NRT）は全国平均値をほとんどの学校が上回っているのが現状です。</p> <p>成績の発表につきましては、学校と教育委員会には伝えております。</p> <p>議会への発表につきましては、今お知らせした内容程度であれば問題ないかと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>わかりました。今の程度でもいいですから、やはり一斉テスト等があったときには教えていただきたいものと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは（カ）ですが、マスコミ発表では青森県児童の肥満度はワーストワンにある学年があると報道されていましたが、町の肥満度と体力向上に対する考えをお聞かせください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>肥満傾向の出現率は青森県全体として全国を上回っている現</p>

		<p>状であります。県内においても地域差があり、上北郡は出現率が高く、当町でも同様の傾向にあります。</p> <p>原因としては、食生活を初めとする家庭生活や運動習慣等が考えられます。学校では望ましい食習慣や生活習慣、運動習慣の定着に向けて参観日等を活用した食育や体育の授業等で工夫しながら取り組んでおります。また、新体力テストの結果をもとに各学校では重点を絞って体力向上にも努めております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>それでは、次に、(キ)として、今、部活問題が取りざたされていますが、生徒のスポーツ活動と競技力向上に対する考えをお聞かせください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>平成25年度の調査では、小学校はスポーツ少年団等への加入状況は県では34.5%、当町では28.6%、中学校の運動部への加入状況は、県では73.2%、当町は72.3%でした。</p> <p>県と比べるとスポーツ少年団や運動部への加入率は小学校では低め、中学校では若干低め、または同等ととらえることができます。</p> <p>学校教育活動とスポーツ少年団との連携を通じ、運動やスポーツを経験させることで運動の楽しさや喜びを実感させることは運動好きな児童生徒の育成につながることを考えております。</p> <p>また、中学校の部活動の目的は、競技力の向上とともに子どもたちの主体的活動、自治的運営も重視されております。それぞれの学校や部活動等の状況に応じ、適切な指導が行われるよう指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>4番。</p>

質疑	<p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>それでは、(ク)として、先般18日の全協で説明がありましたが、町のいじめ防止法策定について今議会に上程されると思うが、いじめの現状と防止に対する考えをお聞かせください。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>教育長 (福津康隆君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>教育長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>当町の小学校では、平成25年度に7件をいじめとして認知し、対応しております。また中学校では19件となっております。今年度は1月末現在で小学校1件、中学校7件です。</p> <p>平成25年に、いじめ防止対策推進法が制定され、各学校、自治体に求められた対応については重く受け止め、しっかりと対応していく必要があります。</p> <p>すべての学校においては、平成25年度中に、いじめ防止についての学校方針を定め、平成26年度からそれに基づいて活動しております。また、いじめ防止対策等を実効的に進めるための学校組織については、第三者としての視点を取り入れるよう、人権擁護委員等の外部の有識者も参画しております。</p> <p>教育委員会としては本年度に定めたいじめ対策基本方針をもとに、より実効性を高めるために、教育委員会の附属機関の設置に向けて本定例会に条例案を提案しております。</p> <p>いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること、そして、いじめは誰にでも起こり得るものであることを十分理解し、学校として当事者となった被害者、加害者、その周囲としての集団それぞれに適切な指導をしていかなければなりません。また、何よりも大切なことは、いじめの未然防止と再発防止であります。</p> <p>学校がしっかりと子どもと向き合い、家庭や地域と連携し、子どもの居場所づくり、絆づくりを進めるよう指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>4 番。</p>

質疑	4 番 (檜山 忠君)	すみません、時間がだんだん迫っているので、短めの答弁をよろしくお願いします。 それでは、教育方針、最後の質問となりますが、(ケ)として、八戸北高女子生徒の自殺に対する考えをお聞かせください。
答弁	佐々木議長 教育長 (福津康隆君)	教育長。 お答えいたします。 9月の定例会でもご答弁いたしました。みずから死を選びとることで将来ある若い命を終わらせたことに対し、大変残念であり、悲しくいたたまれない気持ちでございます。 このようなことが当町においても今後起こらないよう、学校教育の充実に力を注ぎたいと考えております。 以上で答弁を終わります。
質疑	佐々木議長 4 番 (檜山 忠君)	4 番。 再質問ですが、自殺した女子生徒はおいらせ町の学校で学んだ生徒と聞きますが、その生徒の中学時代について調査をいたしましたか。また、それに対する対策会議を何回持たれましたか。その結果を町長に報告いたしましたか。それらを議会にも報告する考えはございませんか。
答弁	佐々木議長 学務課長 (泉山裕一君)	学務課長。 それでは、お答えいたします。 調査をするのは町教育委員会ではありませんので、調査は行っておりません。そのため対策会議も行っておりません。 以上で答弁を終わります。
質疑	佐々木議長 4 番 (檜山 忠君)	4 番。 どこが捜査するんでしょうかね。わかっていたら教えてください。

答弁	佐々木議長 学務課長 (泉山裕一君)	学務課長。 一番最初に県の教育委員会が調査しております。その後、知事部局のほうでも再調査を行っているという形になっております。以上になります。
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	4番。 そういう意味ではなくて、私はやはりおいらせ町の子どもたちのことなんで、しっかりした、県は県として調べるとしても、やはりある程度のことは調べておいてほしいなと思います。恐らく調べてはいると思います。県のほうの調査に差し支えるんじゃないかなと思うことから発表できないでいるんじゃないかなと考えて、そう理解します。いいです、答弁、私のほうで勝手にそう理解してしまいますから。 それでは、教育長就任と同時に発生した自殺問題ですが、マスコミに何度取り上げられたと思いますか。これが私が切り抜いてきた資料です。これぐらい7月から3月までの資料です。きょうも出ていました。 なぜ私はこれを問題視するかといいますと、恐らく読者はこの記事を見るたびに当事者の生まれ育ったおいらせ町とその出身校に思いを巡らすことと思います。そうなると、おいらせ町に対するイメージは決してよくないと思います。このことを考えると、もっとなぜ早くいじめ防止基本方針及びいじめ防止対策審議会条例を策定できなかったのですか。
答弁	佐々木議長 学務課長 (泉山裕一君)	学務課長。 それでは、お答えいたします。 教育委員会では平成26年度中にいじめ防止基本方針といじめ防止対策審議会条例の制定に向けて進めてきたところです。 ただ、県の基本方針との整合性をとる必要もあるほか、審議会の条例では教育委員会制度の見直しも含めて役場庁内での調整を行ってきた結果、現在に至っております。

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>以上になります。</p> <p>4番。</p> <p>話したいことがいっぱいあるんですけども、これは実は30回記事になっていました。それぐらい話題になっているわけですよ。そのことから、これがいかに大きな問題かというふうなことになるかと思しますので、やはり私は定住促進をしていくのであれば教育問題を、教育環境をしっかりとやらしてもらわないと困るというふうなことであろうと思います。</p> <p>あとは省かせていただいて、質問事項の2の施設利用料金についてですが、質問の要旨(1)ですが、町長の長寿青森県一を目指すことに対する提言です。</p> <p>高齢者の多目的グラウンド利用の料金を複数町民加入の町外団体に対しても町民利用に準じた料金とする考えはございませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えを申し上げます。</p> <p>体育施設を含む公共施設の使用料であります。町の公共施設であるため、町民を優先して使用していただきたいということから、町外の利用者の場合は使用料を割り増ししております。</p> <p>檜山議員のご質問は、町公共施設全体にもかかわることですので、今後、各施設の利用実態や近隣市町村の動向などを踏まえて施設使用料の見直しを検討したいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4番 (檜山 忠君)</p>	<p>4番。</p> <p>ぜひそうしていただきたいと思います。</p> <p>それでは最後の質問となります。一括して質問をいたしたいと思っております。</p> <p>町道の豊栄・間木堤線のキャンプ場入り口付近から北方へ続く坂道で自動車事故が多発していると思われることから防止対策</p>

答弁		<p>を問うものであります。</p> <p>アとして、この町道での過去3年間の事故件数と昨年12月から今年2月までの事故件数は何件でしたか。</p> <p>イとして、事故原因の調査が行われましたか。</p> <p>ウとして、このままでは死亡事故につながると思われることから……</p>
	佐々木議長	<p>4番さん、あなたは質問の際に一問一答方式という手法をとっておりますので、一括はできません。1本に絞ってください。</p>
	4番 (檜山 忠君)	<p>じゃあ、アとしてのところから答えてください。</p>
	佐々木議長	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p>
	町長 (三村正太郎君)	<p>お答えします。</p> <p>まず当該路線の過去3年間の事故件数であります。三沢警察署へ問い合わせいたしましたところ、当該路線も含め、軽微な物件事故からけが等を含む人身事故まで三沢署管内で年間2,000件前後が発生していますが、個々の路線や箇所ごとに統計として整理していないということであり、人身事故についてのみ大きなくくりで統計をとっているとのことであります。</p> <p>なお、おいらせ町全体として把握した件数がありますので、お知らせいたします。</p> <p>平成24年、人身事故273件、物件事故1,794件、平成25年、人身事故214件、物件事故1,769件、平成26年、人身事故159件、物件事故1,679件であります。</p> <p>次に、キャンプ場入り口付近の昨年12月から今年2月までの件数であります。12月24日1件、12月26日1件、12月27日3件、1月7日4件であり、合計9件であります。以後2月27日までは事故は発生していないということであります。いずれも車の単独事故であるとのことであります。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長	<p>これで4番、檜山忠議員の一般質問を終わります。</p>

質疑	佐々木議長	ここで暫時休憩いたします。11時25分まで。 (休憩 午前11時12分)
	佐々木議長	休憩を取り消し、会議を開きます。 (再開 午前11時25分)
	佐々木議長	引き続き一般質問を行います。 2席、3番、平野敏彦議員の一般質問を許します。 3番、平野敏彦議員。
	3番 (平野敏彦君)	平成27年第1回定例会に当たり、議長のお許しを得て、3番、平野敏彦が通告に従いまして一問一答方式により質問させていただきます。 3月は大きな夢と希望、目標に向かい、新生活へ胸おどらせて旅立つ多くの青少年に高い志を持って、みずからの歩む道を切り開いて進んでいってほしいと願うものであります。 おいらせ町は28年3月1日、誕生10周年の節目を迎えます。就任2年目を迎える三村町政には、後期基本計画の推進、政策公約の実施、合併10周年記念事業のほか国の地方創生事業の取り組みなど課題山積であります。町民の融和を図り、笑顔あふれる元気な町を目指す町長の行政手腕に期待を申し上げ、それでは通告いたしました一般質問について町長の所見をお伺いいたします。 第1点目は、地方創生交付金の取り組みについてであります。 国の2014年度補正予算の目玉である地方創生に関する交付金4,200億円が創設されました。主に消費喚起・生活支援型と地方創生型のメニューとなっております。 全員協議会の資料によりますと、当町に交付される金額として、地方消費喚起・生活支援型5,294万7,000円、地方創生先行型3,271万9,000円となっております。地方消費喚起・生活支援型事業について、どのような事業効果を期待するのか、お伺いいたします。
佐々木議長	答弁を求めます。 町長。	

<p>答弁</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>2席、3番、平野敏彦議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>地域消費喚起・生活支援型事業につきましては、物価動向や消費に関する地域の実情に配慮しつつ、地域の消費の喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って対応することとされ、昨年12月27日の閣議決定後、国の平成26年度補正予算として予算化されました。</p> <p>国全体の予算規模は2,500億円、そのうち青森県の基礎交付限度額は18億4,528万3,000円、当町には人口規模や財政力指数等からの算出された交付額5,294万7,000円が予定されております。</p> <p>町の事業につきましては、先般の議員全員協議会で説明していましたが、その後の精査、調整及び県、国の指導により一部変更しております。</p> <p>その内容であります、1つ目は、県との共同事業でプレミアム率20%、500円券12枚綴り2万セットを販売するおいらせ町プレミアム付商品券発行事業であります。</p> <p>2つ目は、町の事業で中学生以下の子どもの保護者に対し、5,000円の商品券を配布する子育て応援助成事業であります。</p> <p>3つ目は、町の事業であります、一部県の補助を受け、住民税非課税者に対し、5,000円の商品券を配布する低所得者等生活支援事業であります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、町長からの答弁ですと、画一的な全国的な事業の取り組みと感じました。</p> <p>そこで、このプレミアム商品券の使用条件、全国共通なのか、おいらせ町だけなのか、青森県内共通なのか、これらについて今一度確認をしたいと思います。</p> <p>県のほうの子育て世帯向けのプレミアム商品券によりますと、1セット1万円で販売し、3セットまでというふうなことで子どもが3人以上いる場合は最大で9,000円分のプレミアムがつくというふうな新聞報道がされています。今、町長の答弁ですと、5,000円券というふうなことから、この辺ちょっと私は</p>

		<p>県との整合性が感じられません。この点について、今一度答弁をいただきたいと思います。</p> <p>佐々木議長 答弁を求めます。 企画財政課長。</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君) お答えいたします。 プレミアム券は町の商店で買えるプレミアム券になりまして、県が10%上積みして町が10%上積みして20%ということですので、どこの地域でも買えるという券ではなくて、町の中で買える商品券ということになります。 以上であります。</p> <p>佐々木議長 3番。</p>
<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>町のみというふうなことであれば、県ですと、わくわく店が現在1,500店ほど県内にあるけれども、その協賛店をふやしながら商品券をそういうふうな店で使わせるんだというふうなマスコミにありますけれども、当町の場合ですと、私は県からも助成を受けていながら当町だけに制限するというのもちょっといかがなものか。町外でも使えるようにすべきじゃないかというのが、今、新聞にも出ていますけれども、消費喚起、いろいろな方法をとっています。例えばホテルの宿泊を助成をするとか、それから、芸者がある温泉町ではその芸者さんの2万円のところを5,000円を負担するとか、いろいろな独自性をもって、この事業効果を上げようとしているわけで、これを見ますと、ほとんどメニューが簡単に券だけをさばいて事業を終わろうという思いしかないわけで、私はそういうふうなので本当にいいのかなというふうな気がします。もっと独自の、おいらせ町独自の発想なりそういうふうなものが、なぜ生まれてこないんだろうというふうに残念であります。</p> <p>もう1つは、券は高齢者に対する配慮というのはあるんですか。例えば買い物に行けない弱者とか高齢者世帯、車もない、そういうふうな方々に対してはどのようなふうな対応をするんですか。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず1点目の独自性ということですが、プレミアム商品券は基本的には全国どこの地域でもやるという前提に立っておりまして、県では県の中でそれぞれの市町村に対しての、商工会に対しまして、その地域の中で割増率のあるプレミアム商品券を発行してもらいたいと。町はそれにさらに上乗せして実施するということが1つであります。</p> <p>子育て応援助成金と低所得者等生活支援事業は町で考えたものであります。</p> <p>高齢者について県のほうは何もないのかということですが、先ほど言った低所得者等生活支援事業は一部、県の補助金が入ることになってありますので、そういうふうな支援のほうもしているということであります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の説明ですと、非常に町民の方が理解しにくいと思います。例えば、この資料によりますと、生活支援の低所得者対象5,000人あります。そしてさらに子育て支援対象人数が4,000人とありますけれども、今の答弁ですと、中学生以下、それから低所得者にあつては、説明ですと非課税世帯と。私はこの非課税世帯は1つだけでいいのかなと。配慮が本当にこれでいいのか。</p> <p>例えば町の非課税世帯というのは、例えば財産もあり、車もあり、一般の条件が、例えば所得の控除になるものが多いと、いろいろな家屋敷、そういうふうな立派なものがあっても低所得者になる可能性があるわけですね。税務のほうのあれを見ますと、収入よりも引かれるのが多いと低所得者になるわけで、そうすると、資産とかそういうふうなものがあっても低所得者として扱われて、この商品券も受けるというふうなことになるのかと思いますが、この辺りもう一回答弁をいただきたいと思います。そう</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>いうふうな人も対象になるんだというふうなこと。</p> <p>それから、中学生以下が子育て世帯のラインになっていますが、じゃあ、高校生は大人ですか。ここをもう1つお願いします。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>対象者につきましては、それぞれ町で考えるわけですが、今の子育て応援助成事業と低所得者等生活支援事業であります。まず低所得者生活支援事業につきましては、子ども福祉臨時給付金が去年、給付されて今年もあるわけですが、その対象者と同じようにするというので、新しく町で定める場合でも、どういうふうにするかということで、今現在、福祉臨時給付金を交付するところありますので、それと同じ対象にしてやる方がいいのではないかとということで決めました。</p> <p>もう1つ、子育て応援助成事業のほうですけれども、これは若干、今年、子ども臨時給付金等対象を変えまして、所得の制限をなくして、あとは子どもがいる親、それが子どもがいるほうの地域に、いるほうを該当にすると。子ども臨時給付金は子どもがいる親のほうを対象にするというところで若干そこを変えて交付するというのであります。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>あと1つ、高校生の子どもに該当するかどうかというのは、答弁が。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>これも先ほど言ったように、対象を当初は子ども臨時給付金にあわせてという考えでありましたので、中学生以下としたいということになります。</p> <p>以上であります。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>先般の国会を通った選挙権が18歳までというふうなことで国のほうで通りましたけれども、私は親から見れば高校生も子どもだと思っんですよ。一番金がかかっているわけですよ。中学生は義務教育で高校生はそのエリアを超えているからというふうな考え方だと私はちょっと今までの発想から全然一步も進んでいないなど。おいらせ町は高校生まで対象にしますとか、そういうふうな方法もあっていいんじゃないか。</p> <p>今の場合は県の上乗せもある、国からの助成もある、そしてまた、地元の部分も、今の答弁ですと町でも上乗せしているようですよけれども、私はぜひこの範囲を高校生まで拡大して、なるほど、町で言う住みやすい、子育て、そういうふうなものが可能な町だというふうなものをアピールすべきだと。町長、どう思いますか、私の考え。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>答弁はそれこそ企画課長が申し上げたとおりでお願いしたいと思っっているんですけども、義務教育を受けているのが中学生までという範囲という視点でとらえているわけでありまして、国会では今、18歳以上から選挙権を与えるという視点でとらえているようでありましてけれども、ここは私どものほうもそこを幅広く議論しないわけではなかったんですけども、今回はやはり中学生、義務教育の部分でいこうということにしていますので、そこをひとつ理解していただきたいんですけども。</p> <p>平野議員のおっしゃる意味もわかります。高校生まで。じゃあ、大学生はと、こうなったときに、大学生だって仕送りだし大変だろうと、こうなるわけだけれども、拡大は切りがなくなっちゃう部分もあるので、ぜひ、ここは義務教育の中学生でいきたいと思っっていますので、ひとつそこはご理解いただきたいと思っいます。言っっていることは十分わかります。</p> <p>3番。</p>

<p>質疑</p>	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>町長がそういうふう理解をしたというふうなことで、次の質問に移らせていただきます。</p> <p>地方創生型交付金事業について町ではどのような事業効果が期待できるというふうな形でとらえているのか。地方の移住促進、観光振興、創業支援と販路拡大支援等々全国の資料を見ますとありますけれども、これらで町はこういうふうな形で変化しますよ、変わりますよというふうなものがあったらお聞かせをいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>地方創生先行型事業は、まち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、仕事づくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促す事業として市町村の地方版総合戦略に位置づけられる見込みの事業とされ、地域消費喚起・生活支援型事業と同様に閣議決定後、国の平成26年度補正予算として予算化されました。</p> <p>国全体の予算規模は1,700億円、そのうち青森県の基礎交付限度額は14億8,927万5,000円、当町には3,271万9,000円が交付される予定となっております。</p> <p>町の事業につきましては、先般の議員全員協議会で説明していましたが、先ほどと同様の理由により一部変更し、4つの事業にしております。</p> <p>その内容であります、1つ目は、おいらせ町総合戦略策定事業で各種調査を実施しながら平成27年度から31年度までの5カ年の具体的な施策を策定するものであります。</p> <p>2つ目は、地域空き店舗活用支援事業で、本町商店街を初めとして町内に多くの空き店舗があることから、空き店舗の活用及び商店街の賑わい創出のため、交流ジョブセンター・街なかサロンの開設や開業を目指す起業者を支援するため、空き店舗や空き事業所の改装資金等に対し、助成を行うものであります。</p> <p>3つ目は、移住促進事業で、町外からの移転・定住促進を図る</p>

質疑	佐々木議長	<p>ため、地域の実情に合わせた住宅の建築や購入、浄化槽の設置整備に対し、助成等をするものであります。</p> <p>4つ目は、農業生産基盤強化のための機械購入支援事業で、担い手の育成や経営規模拡大等による農業の生産性向上、耕作放棄地の防止、解消等を含めた農家の経営安定を支援するものであります。</p> <p>以上であります。</p>
	3番 (平野敏彦君)	<p>3番。</p> <p>今、内容の部分について答弁をいただきましたけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の組織、そういうふうなものが明確にまだされておられませんので、ほんの基本的なさわりだけで答弁をいただいたというふうに理解をしております。</p> <p>この先行型事業、5カ年で実施するわけですが、町にあっては相当の金額がありますが、ほとんど他の自治体と横並びで事業計画を立てる考えなのか。やはり町長のいろいろな意味での情報収集しながら、これだけというふうな、例えば地方移住の促進の中で地域の元気再生、定住促進とか浄化槽、移住相談事業とかありますけれども、地方の移住促進にあっても観光振興、創業支援、それから大きい柱の販路拡大、当町にあって本当に金を使って効果を上げられるでしょうか。</p> <p>地方の移住促進といっても、こっちに帰ってきて働きの口がない、仕事をする場がない。じゃあ、どういうふうな形で移住の働きかけをする、PRする手段があるのか。観光振興でも何がありますか。町で誇れる長寿日本一のいちょうとか、そういうふうなのは、古墳群ありますけれども、少なくとも入り合いがシーズン通して入ってくるというふうな観光資源が果たしてあるでしょうか。やはり今一度内容確認をすべきだと。</p> <p>それから販路拡大についても町の特産品、そういうふうなものも、これだというふうなもので全国ベースにのっているもの、県内の中で消化されているもの、私はなかなか今すぐ2、3といっても出せないなというふうな思いがありますけれども、総合戦略の部分について、この創生の中身についてお聞かせをいただきたいと思っております。</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>本年1月に内閣府地方創生推進室により示された地方版総合戦略策定のための手引きの中で、まち・ひと・しごと創生を効果的・効率的に推進していくためには住民や関係団体、民間事業者等の参加・協力が重要であるとされております。</p> <p>当町といたしましても、地方版総合戦略策定に当たっては、地域の特色や地域資源を生かし、住民に身近な施策を幅広く盛り込み、実施していくことが重要であると考えておりますので、住民を初め産業団体や金融機関、教育機関等20名以内で構成した組織の設置を考えております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今、住民20名以内というふうなことで構成した組織を立ち上げて、これから地方総合戦略に当たるというふうなことですけれども、先般の青森で講演した自民党の幹事長だったか、あれを見ますと、やはり労働団体、産業団体、金融機関、やはりそういうふうないろいろなものを網羅した形で組織したらどうかと提言があるわけで、今の町長の答弁ですと、産業団体、金融機関、教育機関等ありますけれども、労働者の側のそういうふうな意見を聞く場がないなというふうな思いであります。少なくとも働く者の代表もちゃんと入れながら組織をして、5年間の計画を立てるべきだと私は思うんですが、この点1点お伺いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>戦略会議の具体的なメンバーについては、これからになりますので、検討してまいりたいと思います。</p> <p>以上であります。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>戦略会議の立ち上げについては、これからというふうなことで理解はしますが、私はこの5カ年の地方創生先行型の交付金事業を進めるに当たっては、やはり議会も何らかの形で意見提言をしたり参画できるものは参画しながら、この事業を進めるべきだというふうな考えでおります。行政側の主体的な部分だけではなくて、やはり町民の視点を持った、町民の代表の議会とかそういうふうな部分のいろいろな意見も取りまとめて一体となってメニューを展開していくというふうな方法がとれないのか、この点について町長からお伺いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>平野議員にお答えいたしますが、まさにその視点も含めて検討してまいりたいと思っておりますので。それは私のほうもそう思っておりますので、それは十分配慮したいと思っております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>3番。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、続いて第2点目の人口減少対策についてお伺いをいたします。</p> <p>まず、町の将来人口推計についてであります。日本創成会議が昨年発表したレポートでは、30年後には、ほぼ半数の自治体が消滅可能性が高いと指摘し、多くの自治体にショックを与えたことは記憶に新しいと思われま。</p> <p>そこで当町でも地方消滅による若年女性の、例えば20歳から39歳、人口減少率10年から40年の推計について調査をしたことがあるでしょうか。お伺いをいたします。</p> <p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>お答えをいたします。</p> <p>総合計画に掲載している将来推計人口は国勢調査人口をもとに国立社会保障・人口問題研究所から発表されている数値を使用しております。</p> <p>その推計では、当町の国勢調査人口は平成32年において初めて減少に転じ、その後も減少していくと推計されておりますが、総合計画の政策目標人口としては、住民基本台帳をベースに平成30年度に2万6,000人を目指し、各種施策を展開しております。</p> <p>なお、平成27年度には人口減少対策として地方人口ビジョンを策定することとしておりますので、国が示す推計方法により各種施策を考慮した将来人口を推計していくこととなります。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の町長の答弁ですと、私が質問しているシミュレーション、町ではやっていないというようなことで理解をします。</p> <p>前にも出ていましたけれども、これは地方議会の雑誌にも載っているんですよ。議会としてもそういうふうな戦略で対応しなければ、これから大変なことになりますよというふうなこともあるわけで、その計算の仕方とかそういうふうなものも載っているわけですから、町でも独自にやってみて、今、町長が言った30年に2万6,000人を目指す、ほど遠い数字なのか、本当に平成30年にそれに近づくのか、やはりそういうふうないろいろな角度から検討すべきではないですか。</p> <p>私は本当にそういうふうな意味では枠の中でルールの上を進んでいくだけの施策をつくっているのかなというふうな感じがするわけです。もっと視野を広げていろいろな角度から計算方法なり検討してみると。おいらせ町の年齢の資料を見れば、膨らみが今の団塊世代、次にその自分たちの子どものころ、あとはずっと減っていくわけですよ。そういうふうなのを見ても、やはりちゃんといろいろな形で推計をしたり検討したり、将来の方向性というものをしようという道筋をいっばいつくるべきではないですか。やってみる考えはないですか。</p>

答弁	佐々木議長	答弁を求めます。 企画財政課長。
	企画財政課長 (小向道彦君)	お答えいたします。 今の本部のほうからいろいろな推計方法が出されておりました、一番最初には、とにかく分析が大事だと思っております。当町がこれからどうなるのか、どういうふうな施策をすればどうなるのかということで総合戦略と本当に関係があるというふうに考えておりますので、あわせて27年度にシミュレーションをつくっていきたいと、そういうふうと考えております。 以上であります。
質疑	佐々木議長	3番。
	3番 (平野敏彦君)	国でも、まち・ひと・しごと創生法に基づいて2015年度中に各自治体において将来の人口ビジョンと総合戦略をまとめるよう求めているわけですから、少なくともこの部分については、やはりさっき町長が答弁した国立社会保障・人口問題研究所からの資料だけではなくて、町独自の試算をすべきだというふうに、やってみることを要望して次の質問に入ります。 その人口推計によって、私は総合計画の基本計画の見直しも30年に2万6,000と掲げているんですけども、この2万6,000に達しなければ、例えば交付税、さまざまいろいろな意味での影響が出てくるわけで、この後期計画の見直しは、どうですか。人口が、例えば推計で減っていくというふうなことが出てきた場合、見直しの考えはありますか。
答弁	佐々木議長	町長。
	町長 (三村正太郎君)	お答えをいたします。 地方版の総合戦略は人口減少克服や地方創生を目的としております。 一方、総合計画は当町の総合的な振興・発展などを目的としたすべての計画の基本となる最上位の計画であり、人口減少対策や

		<p>地方創生の考え方は既に総合計画に内包されていると考えております。</p> <p>よって、地方版総合戦略の策定による総合計画の後期基本計画の見直しについては想定しておりませんが、しかし、これからいろいろな変化があるだろうと思っておりますので、それはそれに沿って対応してまいりたいというのは考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>町長が今、補足説明したから、なるほどなというふうな理解をしましたがけれども、人口減少対策、地方創生に対する考え方が総合計画に既に内包されているというのは、私はこの答弁はおかしいと思えますよ。既に総合計画は立ててあるわけでしょう。この地方創生というのは今出てきたわけですから。それぞれの人口の差異について私が聞いているわけで、総合計画に内包されているのだったら、もっと具体的な事業、そういうふうなメニューをいっぱい出してきたらいいんじゃないですか。そういうふうな事務方だけの答弁というのは、私は求めていないんですよ。だから、今、町長が言ったように変わった場合はそれなりに対応しますよというふうな形であれば、私は理解できますけれども。私もなるほど、傍聴者の皆さんもなるほどと思えるような答弁をしてほしいというのを要望して次の質問に入らせていただきます。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えを申し上げます。</p> <p>まち・ひと・しごと創生法において、全国の都道府県及び市町村は平成27年度末までに人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンと今後5カ年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略</p>

		<p>の策定に努めるよう要請されております。</p> <p>当町といたしましても、人口減少・少子高齢化等の問題は喫緊の課題ととらえておりますので、今後設置を予定しているまち・ひと・しごと創生総合戦略会議の中で十分な審議を行いながら平成27年度中の完成を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>27年度中ということは、これから来年の3月までの期間というふうなことになるわけで、そうすると事業実施が残り4年間というふうな形になるわけですね。5カ年計画というのは、じゃあ、1年はペーパーで議論して過ぎていくと。実際にやろうとしたときに4年しか期間がないというふうなことになったときに本当に事業効果、そういうふうなものを高めることが可能なのか、ちょっと疑問なところがあります。</p> <p>町長の所信表明を見ましても、町の総合力、目標を実現するためには7つの柱を掲げながら、それからさらにまた自分の政策公約、いろいろなメニューがいっぱいあるわけで、私は本当にこういうふうな形でおくれていくということは任期最後になったら消化不良を起こすんじゃないかというふうな心配をするわけですよ。やはり笑顔があふれても仕事がちゃんとできて事業効果を上げなければ笑顔も出てこないと思いますよ。</p> <p>そういうふうな意味では、こういうふうな国のほうで、もう資料がいっぱい出ているわけですから、そういうふうなものを先取りして、年度中ではなくて、例えば9月の議会とかそういうふうなものには素案を出すとか、そういうふうな考えで答弁できないですか。ちょっとお願いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>今それこそビジョンをつくっているうちには、あと4年しかないんじゃないかと。そのとおりですね。今のこの1年が、27年度末までの、一番大事なんですよ。家でいえば設計図をつくることとなりますから、この設計図がきちっとしないといいのを組み</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>立てできませんので、それは設計図をつくるのもスピードアップして加速させたいと思っておりますので、その点も十分咀嚼して配慮したいというふうに考えております。</p> <p>3番。</p> <p>町長の政治手腕に私は期待するというふうなことで出ておりますので、もう次の質問に入らせていただきます。</p> <p>(4)でありますけれども、先般、東京都内で小学校区程度を単位に住民が自主組織をつくり、人口減少や高齢化に対応した地域づくりに取り組む自治モデルを全国に広げようと100を超える自治体が17日、都内で連絡会議の設立総会を開くというふうな記事がありました。</p> <p>その中でおいらせ町も参加というふうなことの記事で目にしました。私はこれまでにない素早い対応だなというふうなことで高く評価するものであります。この連絡会議の内容をお聞かせをいただきたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>この連絡会議は島根県雲南市の市長が発起人代表として設立されたものであり、設立の趣旨は、地縁による住民主体の地域づくりの取り組みにおける諸課題の共有及び進度に応じた対応策などについて情報交換、さらには必要に応じて財政面・税制面・規制面・法整備などについて政府等に提言をするという団体であります。</p> <p>設立時点での構成団体数は全国142の自治体で、正式な名称は小規模多機能自治推進ネットワーク会議であり、設立総会は本年2月17日に東京都で開催されたところであります。</p> <p>当町とのかかわりではありますが、当会議での地域づくりを進める住民組織の単位が小学校区程度としており、当町がこれまで進めてきたものと整合するため、趣旨に賛同し、会議に加入したものであり、今のところ書面参加のみであります。</p> <p>これはこれからいろいろな会議の場が持たれると思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>で、参加をして情報を収集しているいろいろな形で町の対策に生かしていかなければならないと思っておりますので、非常にいい団体で会議だというふうに思っております。つけ加えさせていただきたいと思います。</p> <p>3番。</p> <p>今の書面参加のみというふうなことで、会議に。そうすれば職員が出席しなかったのか、したのかというのは、ちょっと答弁がないんですけれども、職員は参加しないで書類で申し込みをしたというふうなことで理解していいですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>まちづくり防災課長 (中野重男君)</p>	<p>どうぞ。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>加入手続をとったということで、総会には実際には参加しておりません。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>そういうふうな意味ですか。私は職員を派遣して勉強してきたのかなというふうなことで非常に評価をしたわけですが、残念です。これからに町長も期待するというふうなことです。</p> <p>次の質問に入らせていただきます。</p> <p>(5) のところになりますけれども、国のまち・ひと・しごと創生戦略の2つ目に、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現するとあります。果たして当町にあっては本当に実現が可能なのかなというふうな虚しい感じも受けます、国がそういうふうに掲げても。</p> <p>そこで私は町の子育て独自策として、現在、町内に住んでいる第1子、第2子以降の出産を促進する方法として、例えば第3子誕生、それから3人ある人は第4子誕生、こういうふうなものに誕生祝い金としての新設する30万ぐらいやって町の活力を高めようというふうな思いがあるかどうか、お聞きしたいと思います。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>たらどうかというお話であります、現在のところは、今申し上げたように相当な町単独の財政措置をしておるわけでございますので、考えておりませんが、そういうことも頭には、前にもありましたし、いろいろあるんですが、財政面が許せば、もっといい方法はないのかということも考えながら幅広く視点を広げながら、子育て、定住促進、子どもを産んでいただく環境づくりに邁進したいと思います。現在のところ、30万というのは考えておりません。</p> <p>以上であります。</p> <p>3番。</p> <p>今、町長から説明をいただきました。</p> <p>今の答弁は、今現在ある子どもが対象になっているわけですね。中学生までの医療費の無料、休日保育、保育料の上限3万円、それから第3子、第4子が無料になるというふうなのは生まれている子どもが対象の答弁だけです。</p> <p>私はこれから生まれてくる、子づくりの補助金というふうなことで提案しているわけですよ。2人ある子どもの家庭では3人目を頑張ってつくったら、生まれたら30万円出しますよと。3人目の家庭で4人目をつくったら30万円出しますよと。</p> <p>町で定住促進条例をつくって町に入ってくる子どもを持った、新築した場合は20万円の助成をするとうたっているわけでしょう。私は外のほうから人口減少になって人の奪い合いになっているときに、なかなか事業効果というのを期待するのは難しいんじゃないかと。それだったら今一度子づくり政策をもっとやって、団塊世代が、さっきも言ったように多いんですよ、おいらせ町は。孫のかてる人がいっぱいいるんだけど、孫がない。やはりそういうふうなのからいったら、町長、健康長寿青森県一を目指すのにもつながるんじゃないですか。孫をいっぱいつくらせて、そういうふうな孫かでをする、生きがいを持つ。病院にも行っている暇なくなりますよ。</p> <p>やはり30万の金額で、例えば100万ふえても、たかが3,000万かそのぐらいですよ。100何億の予算の中のパーセンテージにしたら微々たるものです。私はそういうふうなので、お</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>いらせ町が将来的にも「お、さすが」というふうな思いがちゃんと町民に伝わるような、ぜひ町長にはそういうふうな見通しを持って決断をしていただきたいというふうに思います。</p> <p>今のところ、まだそこまでいかないようではございますけれども、考え方の中にはあるというふうなことです。私はぜひこの部分は町内、役場の中でもいろいろな議論をして検討してほしいと思います。</p> <p>時間の関係もありますので、最後のおいらせ町地方創生本部人口減少対策室の新設設置の考えであります。</p> <p>今言ったように町長は室を今度2つ設けました。子育て支援室、それから……。私は内容について担当課長から聞いてみたいと思うんです。支援室はどのようなふうな体制で何人ぐらいの規模で、どのようなふうな対応をするのか。</p> <p>それから、あと1つは健康長寿推進室ですか。この2つの室の担当課長に、その事業室の対応する人数、それから予算的なもの、規模的なもの、そういうふうなものをお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>担当課長のほうの質問が出てまいりましたけれども、まず通告にありましたほうを先に私から答弁させていただきたいと思っております。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>国を挙げて地方創生と人口減少対策の取り組みが本格化する中、全国各地の都道府県や市町村において対策本部会議やプロジェクトチーム、専門部署などの設置の動きが見られているところで、本県においても青森県の人口減少対策推進本部を初め青森市の成長戦略本部など設置事例がありますが、その自治体によって設置形態が異なっているところであります。</p> <p>当町においても推計上の人口減少は比較的急激ではないものの、将来に向けた人口減少対策は不可欠であり、さらには国を挙げた地方創生の取り組みに戦略的に対応していくため、本年2月1日に私を初め副町長、教育長、以下すべての課長で組織するお</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	

		<p>いらせ町まち・ひと・しごと創生推進本部を設置し、下部機関として関係部署の課長補佐で組織する同幹事会を設置したところでもあります。</p> <p>この組織は人口減少対策や地方創生に対し、全庁体制で情報や課題の共有を進め、課題に的確に迅速に対応できるように、特定の部署の専門対策室ではなく、役場内の横断的組織として推進体制を整備したものであり、今後もこの組織を母体として人口減少対策や地方創生に取り組んでいくことといたしております。</p> <p>あとは課長のほうから答弁をさせます。</p> <p>町民課長。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>それでは、子育て支援室の内容についてお知らせいたします。現在、児童福祉の事務をとっている人数は4人でございます。この体制に補佐が室長として加わって5人体制で主に進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>今のところ事務の内容なんですけれども、これといった新しいものはございません。今の事務をそのまま継続して、最終的には考えているのは、いろいろな子育てに関しては各部署に分かれているということなので、それを横断的な調整役、連絡体制をきちととるような、そういう役目に当面はなるんだろうというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
		<p>佐々木議長</p> <p>環境保健課長 (松林由範君)</p>
答弁		<p>環境保健課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p> <p>健康長寿推進室のほうでございますが、現在の環境保健課の保健係、課長補佐も含めて8人ほどおりますけれども、これがそのまま健康長寿推進室ということで、補佐が推進室長を務めます。そして新年度に向けて保健師を今、採用の予定で進めておりますので、その保健師を1名増員するというので、所掌事務といたしましては健康長寿の総合的な推進に関することと、あとは健康長寿推進にかかわる他課及び他部局との連携及び調整に関することを新たに加えて、通常の成人保健、母子保健等と一緒に</p>

		<p>仕事をするという体制になっております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>3 番。</p> <p>各支援室を担当する課長からの答弁ですと、現行体制がほとんど保健婦が 1 名増員というふうなことで。</p> <p>町長が所信表明で出した内容で私は「お、大分これで変わるのかな」というふうな大きな期待を持ったんですけれども、現有体制でやるというふうなことになれば、私は職員の負荷というのは相当なものだと思うんですよ。</p> <p>やはり私は、町長、考え方とすれば、こういうふうな本当の重点施策とするんだったら私は期間任用職員とかそういうふうなのを採用して個別に対応するというふうな考えを持ったほうが、いろいろな意味で施策の効果、実効性、そういうふうなものが上がると思いますよ。今の職員なんか見ますと、非常にうつとかそういうふうな病気にかかっているのがあるんじゃないですか。これ以上業務量をふやしても私は中身が期待できないというふうに思いますよ。期限付、全国にまだ 60 前でも 60 でもいろいろな知識を持った人が町内にもいると思いますので、それぞれそういうふうなものを活用して行政参加をさせていくというふうな考えがないか、町長、ここ 1 点。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3 番 (平野敏彦君)</p>	
		<p>佐々木議長</p> <p>町長</p> <p>(三村正太郎君)</p> <p>町長。</p> <p>それこそ室を設けることによって特に力を入れていただかなければなりませんので、その職員は優秀な人材を配置したいというふうには考えております。</p> <p>今の期限付任用職員等も活用してはどうかという意見、まさにその点もあるかと思いますが、やはり限られた財源の中でのやりとりをしなければなりませんので、財政面のことも考えながら、それこそ総合的な判断が微妙なバランスが必要になってまいりますので、そこら辺も含めて、大変いい案だと思っております。そのプロフェッショナルな専門的な部分というのが入ると、さらに私の公約しているのが推進させられるだろうというふう</p>
<p>答弁</p>		

		<p>には考えておりますので、その面も含めおきをしておきたいと思 います。</p> <p>佐々木議長 3番 (平野敏彦君)</p> <p>3番。</p> <p>町長には、ひとつ全国に先駆けた地域の取り組みとして、おい らせ町が情報発信をしていくというふうな気構えを持ってほし いと思います。時間もありますので。</p> <p>私は3番の議席をいただいて最後の議会であります。未熟者ゆ え町三役初め各関係課長には大変ご迷惑をおかけいたしました が、議員として多くの職員のまちづくりに対する熱き思いを知る ことができました。町当局とはこれまで切磋琢磨して議会活動が できたことに心から感謝申し上げ、質問を終わります。ありが うございました。</p> <p>佐々木議長</p> <p>これで3番、平野敏彦議員の一般質問を終わります。</p> <p>佐々木議長</p> <p>お昼のため1時30分まで休憩します。 (休憩 午後12時26分)</p> <p>佐々木議長</p> <p>休憩を取り消し、引き続き一般質問を行います。 (再開 午後 1時31分)</p> <p>佐々木議長</p> <p>3席、15番、馬場正治議員の一般質問を許します。 15番。</p>
質疑	15番 (馬場正治君)	<p>私は副議長就任以来、一般質問については年1回程度に控えて まいりましたが、今回は任期中最後の定例会に当たります ので、議長のお許しをいただき、通告に基づいて一問一答方式に より質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>町長には誠意ある具体的な答弁をいただくよう、よろしくお願 いを申し上げます。</p> <p>それでは1番、町内の市街化調整区域における規制緩和を適用 する区域の指定についてであります。</p> <p>2月2日、『デーリー東北新聞』に当町の市街化調整区域の一 部について開発規制の緩和を適用する区域を町が指定する旨の 記事が掲載されましたが、その経緯について説明を求めます。</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>3席、15番、馬場正治議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>町では県より平成18年4月1日に開発行為等の規制に関する事務処理の委譲を受け、おいらせ町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を制定しております。</p> <p>本条例は、市街化調整区域内の土地の区域において、県と協議を行った上で町が都市計画法第34条第1項第11号に規定する土地の区域を指定することができるものです。</p> <p>指定された区域内では、基準を満たす専用住宅等の場合には開発行為及び建築行為の許可が得られることとなります。</p> <p>町では平成18年4月3日に藤ヶ森地区等を、平成19年1月30日に木内々地区等の市街化調整区域のうち家屋が連たんしている地区に区域指定を行ってまいりました。</p> <p>今回これまで町の農業振興地域の農用地区域内であったため、都市計画上の区域指定をできなかった中野平地区が平成24年度の町の農業振興地域整備計画の全体見直しに伴い、既存集落内が農用地区域から外れたため、中野平地区を同じ調整区域であり、既に指定されている染屋・木崎地区に追加することにしたものであります。</p> <p>指定区域案は町の運用指針に基づき案を作成し、県と下協議を行い、進めてきたものであります。</p> <p>今回の区域指定の追加により町内の市街化調整区域の中で、ほとんどの家屋が連たんしている地区が同様に開発許可の緩和を受けることができることとなります。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>ありがとうございます。ただいまのご答弁の中で平成18年の藤ヶ森地区、平成19年の木内々地区という経緯の説明がありましたけれども、その後の染屋・木崎地区については、いつ緩和されたのかが入っておりませんでしたけれども、その辺遺漏のない</p>

		<p>ようにご答弁をもう一度お願いします。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>質問にありました染屋・木崎地区につきましては、平成19年1月30日に木内々地区等の市街化調整区域の区域指定の際に同様に区域指定されております。</p> <p>以上で終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>平成19年1月が最後という答弁ですけれども、新聞報道によれば、2013年ですから平成25年1月の見直し……、これは別ですね。イオンモールの国道45号線の南側地域が一部、成田町長の時代に、やはり連たんで一部緩和になったと記憶しておりますが、それは確認できますか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>イオンモールの南側というお話でしたが、現在の11号区域の指定につきましては、平成19年に指定した以降、指定している例はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>わかりました。</p> <p>それでは、新聞報道によりますと、当該区域はこれまで農業振興区域だったということで、平成25年1月の見直しで規制緩和を適用する指定区域の条件を満たすことになったということで中野平地区の8.7ヘクタールについて一定の条件を満たせば専用住宅、兼用住宅、共同住宅、店舗、この4種類の建築を町が許可するとなっておりますけれども、規制緩和を適用する指定区域の条件とあるのは、この内容について説明をいただきたい。</p> <p>もう1つは、町が許可する一定の条件とは何か、この2つにつ</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>いてご答弁をお願いします。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>基準を満たす専用住宅等の場合ということではありますが、面積要件等がありますので、そちらのほうの面積要件等を満たした場合には、今回議員が言いましたように専用住宅、兼用住宅、共同住宅、店舗等の建築が可能になります。</p> <p>あと、今回町のほうでこちらのほうにつきましては先ほどの町長の答弁でもありましたように、県からの権限委譲を受けまして町のほうの指針にのっとりまして今回の区域指定という形をとっていることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>そうしますと、前段の規制緩和を適用する条件というのは建てる建築物の面積とかそういうことですか。それとも私の受けた印象としては、規制緩和を適用する指定区域の条件とありますので、その区域の条件というふうに私は受け止めたんですけども、建物の面積とか構造の条件という今ご答弁でしたけれども、間違いございませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>先ほどの答弁のほうは訂正いたします。</p> <p>区域の条件というのは建物等市街化区域内で50戸以上の連たんしている家屋が立ち並んでいる区域につきましては、この11号区域という区域指定が定められることとなります。これまで中野平地区につきましては、家屋等が32棟ということで現在の家屋数につきましては50戸連たんという部分に合致しなかったんですが、県と打ち合わせした上で染屋・木崎地区のほうに含めるということで50戸連たんのそちらのほうにつきましてはクリアし、今回区域のほうを指定したということとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>わかりました。ということは、中野平地区、特に建物がふえて いるわけではないけれども、見方を変えたと、県と協議した上で 見方を変えて染屋・木崎地区、いわゆる国道45号線の南側もそ の区域に含めると50戸を超えるということで基準を満たした ということだと思いますけれども、普通は建物が建ってふえて5 0戸連たんとして基準を満たすということになろうかと思うん ですけれども、線引きを変えたというのは、もっと早くできるこ とではなかったんでしょうか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>前段の町長の説明でもありましたように、25年度農業振興計 画の見直しの前には農用地地域ということでありましたので、都 市計画上のこちらのほうの適用ができなかったということがあ ります。</p> <p>今回見方を変えたという部分に1つ言われましたが、今後、現 在の市街化調整区域の中で11号区域というふうな形で規制緩 和を受けられない地域が中野平地区だけということに町の中 ではなっておりましたので、こちらのほうにつきましては、早急に 何とかほかの市街化調整区域と同様に規制緩和を受けられるよ うな形で進めてきたということになります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>よくわかりました。要するに農振法の網がはげたと。市街化調 整区域になったので緩和の適用を受けられる区域になったとい うふうに理解いたします。</p> <p>それで見直しを行ったのが平成25年1月でございますけれ ども、この見直しというのは県が主導で行うのか、町が主導で行 うのか、お聞きしたいと思います。</p>

答弁	佐々木議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	見直しにつきましては、今回11号区域の見直しにつきましては26年度にうちのほうで県のほうと進めてまいりました。その中で27年の2月2日に全体の下協議、住民説明会等も終わりましたして告示し、開発許可の申請を受けるという形をとっております。こちらのほうにつきましては、町のほうが決定することになります。ただし、事前に県との下協議、また知事の承認ということで意見等をお伺いすることになります。
	佐々木議長	15番。
質疑	15番 (馬場正治君)	町が県と相談して町主導で見直しをするということですがけれども、新聞報道では、あくまで平成25年1月の見直しによってと書いてあるんですね。そうすると平成25年の1月の見直しには町はかかわっていなかったんですか。先ほどの課長の答弁ですと、平成26年から27年にかけての説明がありましたけれども。
	佐々木議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長 (澤口 誠君)	25年の見直しにつきましては、町の農業振興地域整備計画のほうに変更になったということになります。
	佐々木議長	15番。
質疑	15番 (馬場正治君)	<p>まとめて答弁いただければわかりやすいんですけども、要は25年1月の見直しは農業振興区域の見直しだったと。26年、27年は市街化調整区域の見直しと。まとめて答弁していただければいいんですよ。そうでないと、新聞報道と一致しないのでわかりました。</p> <p>それでは次に、今回の見直しと今後、規制緩和されるであろう区域の開発に当たっては、町の総合計画など長期的な建設計画に</p>

答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>合致した内容であるべきだというふうに考えます。今回許可を受けられるのは専用住宅、兼業住宅、共同住宅、アパート関係ですね、それから店舗、何でも建てられると、いわば言えると思うんですけども、これらを無計画に建設、建築、開発を許可する考えなのか。それとも将来のおいらせ町の建設計画、将来はこのような町にしたいという理想像というか、計画に基づいた許可をされるのか。そのことについて町長の考えを伺いたいと思います。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>今後の規制見直しに向けた有効な施策としては、総合計画に掲げた地域の特性に合った土地利用を目指すため、現況の土地利用状況調査結果を踏まえた上で、今後の厳しい財政状況の中で少子高齢化への対応や定住促進など将来を見据えた持続可能なまちづくりが実現できるような町独自の都市計画とすることが有効であると考えております。</p> <p>そのため平成27年度は、おいらせ町都市計画マスタープランの素案を作成するとともに、関係機関との協議調整を図りながら引き続き都市計画の見直しに向けた作業を進めていきたいと考えております。</p> <p>以上であります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>わかりました。ぜひ無計画な開発で将来、後悔することのないように進めていただきたいと思います。</p> <p>そこで新聞報道では、この規制緩和についての、建物の建設についての申請については、今年の1月以来、ちょっと待ってください、同日からというふうになっていますので、2月2日から住民の申請を受け付けると載っております。</p> <p>今の町長の答弁は、27年度に計画を策定していきたいという答弁でしたけれども、既に受け付けは始まっております。現在までに何件申請が出されて何件に許可を出したのか。まだ計画をつ</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>くる前に許可を出していれば、先ほどの答弁は中身がないものになってしまいますけれども、そのことについてお答えいただきたいと思います。</p> <p>地域整備課長。</p> <p>今回の同区域での受け付けにつきましては、2月2日から受け付けを開始しております。</p> <p>これまでの建築状況ということのご質問もありましたので、これまでの建築状況につきましては、調整区域内で建てられることになる農業者の住宅ということで、平成18年度に農家の分家住宅が1件、平成24年から26年度の3年間では農家の分家住宅2件、農家住宅1件の3件、計4件、18年度以降に建設されております。</p> <p>あとは告示以降の2月2日以降ですけれども、そのほかの一般のサラリーマンの方等の照会等につきましては、現在ないという状況になっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>そうしますと、今年の2月2日の受け付け開始以来、申請はゼロということでしょうか。わかりました。ぜひきちっと計画を立てた上で計画的な開発に取り組むようお願いをしておきたいと思います。</p> <p>(2)でございますけれども、今後、町内の類似した規制の見直しについては、町はどのような取り組みをする考えなのか、お伺いしたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>先ほど答弁を申し上げたんですけれども、そのとおりであります。失礼します。</p>

質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>先ほどの答弁に入っているということですが、それでは、それらの可能性のある区域について規制緩和の見通しとしては、どうでしょう、現時点で早めに規制緩和の可能性のある区域があるのかどうか、お聞きしたいと思います。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>規制緩和ということで、今回11号区域の指定等をしてまいりましたが、このほかには地区計画等という定めの中で進めることも可能であると考えておりますが、新庁舎の建設等でもありましたように、町全体的な土地利用の見直し、また現況の土地の利用状況等を踏まえた上で計画等を策定しなければならないために、1年では計画はできませんので、2～3年というふうな形がかかると思われております。</p> <p>そのためには町の新しい土地利用の見直しということで都市計画マスタープランの作成等を進めていくということで、何もなければ早い段階で5年後をめどにそちらのほうのマスタープランを作成しながら土地利用計画を策定していきたいというふうを考え、それをもとに規制緩和等をしていきたいというふうを考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>土地計画マスタープランを早急に作成をして、それに沿ってということでございますけれども、規制緩和されて建築が可能になった場所に、個人であれ、法人であれ、開発をして建物を建てる、これは可能になるわけですが、町としてすべきこと、北部の開発で痛い目に遭っているわけですが、まずインフラ、道路の整備、これらをきちっとやった上で建築許可を出していくのが将来後悔しないまちづくりではなかろうかと私は思います。建物が建ったり、個人の、あるいは法人の所有地になってしまってから「さあ、ここ、道路を広げなきゃならない」とか「排水が</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>満足にない」と言っても、なかなか思うように進まないのが現状であります。</p> <p>したがって、開発が進む前に、そういったインフラをまず町主導で進めていくのが将来のおいらせ町の建設としては一番いい方法だと私は考えますので、町としては、そこを忘れることのないように進めていただくことを切望して、この質問を終わりたいと思います。</p> <p>次に、項目の2番の総務課長の退職について質問いたします。</p> <p>(1)として、新年度予算の策定と3月の予算議会を直前に控えた1月末、総務課長が3月の定年退職を待たず、突然退職しましたが、町長の任命責任について、どう認識しているのかを伺いたいと思います。</p> <p>町長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>澤上前総務課長につきましては、昨年の町長就任直後の4月人事異動において私の公約目標「笑顔あふれる元気な町」を積極的に進めていきたいとの思いで、これまでの職務経験はもとより持ち前の元気で明るい人柄などを踏まえ、適任であるとして総務課長に配置したのであります。</p> <p>残念ながら昨年12月中旬に本人から一身上の都合により1月末をもって退職したい旨の申し出があり、3月末の定年退職を間近に控えた時期であったため慰留を促したものの本人の思いは大変かたく、やむなく本人の意思を尊重し、1月31日付で退職となったものであります。</p> <p>澤上前総務課長の退職及びその後の人事につきましては、去る2月18日の議員全員協議会の開会前にご報告申し上げますが、総務課長退職に伴う対応として、現総務課長補佐に課長心得を発令し、総務課長の代役を務めてもらっております。</p> <p>議員のご質問にある任命責任ではありますが、特に不祥事等を起こしたわけでもなく、個人の都合により退職したことについてまで町長として任命責任があるとは考えておりません。</p> <p>以上であります。</p>
-----------	-------------------------------------	--

質疑	佐々木議長 15番 (馬場正治君)	15番。 昨年の4月に本人の能力、資質等を評価して総務課長に配置したと。答弁の内容によれば、その時点で中途退職することは予想していなかったというふうに解釈できます。それで12月に入ってから退職をしたいという相談を受けたと。ちょうど国政選挙が目前になっていたわけですが、さすがに12月末は退職をとどまったものと推察されます。そして、本人の意思もかたく、1月末に退職、自己都合退職ですね。これを受理したということになろうと思いますけれども、総務課というのは行政の全般を掌握する町の中核であろうというふうに私は思います。そのトップである課長が町の誕生10周年を迎える新年度の事業、そして新年度の予算を議会に諮る直前に健康問題とかやむを得ない事情ではなく、専ら自己の都合で任務を放棄することは公務員としてまことに無責任極まりなく、前代未聞の行為であろうと思います。背任行為にも近いと考えるのは私だけではないと考えますけれども、町長は、この点についてはどのようにお考えでしょうか。
答弁	佐々木議長 町長 (三村正太郎君)	町長。 今、正治議員がおっしゃったような公務員として云々ということでもありますけれども、私はそのようには思っておりません。突然それぞれの事情というのもありますから、一生懸命仕事をしてきておりますから、公務員として立派な人柄でありますし、大したもんだと私は思っております。総務課というのは大変、人をまとめなければならない課でございますが、非常に課長さん方にも人気があつてまとめてきた経緯がありますので、それぞれのとらえ方もあるかもしれませんが、私はそのようには考えておりませんし、立派な総務課長であつたというふうに思っております。それぞれいろいろな事情があつたと思いますので、それは理解したいというふうに思っております。
質疑	佐々木議長 15番	15番。 町長が課長を評価していることはよく理解いたしましたけれ

<p>答弁</p>	<p>(馬場正治君)</p> <p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>ども、なぜ、3月議会終了、いわゆる任期を全うするまで踏みとどまって町のために働いてもらえなかったのか、その辺については、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>町長。</p> <p>先ほども申し上げたように、本人、恐らく町のために一生懸命頑張ってきていたわけですので、それ以上のことは私も澤上元総務課長の心には、ちょっとわかりません。入ることはできませんので、やはり私は立派に仕事をしてきて責任ある男であったというふうに理解しております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>あとわずか1カ月から2カ月を残して中途退職という非常に残念な結果だったわけですが、察するに、もっと具体的な理由が町長にはお話があったんだろうと思いますけれども、それは個人の事情ですから、ここでお聞きはいたしません。</p> <p>ただ、非常に有能で、かつ仕事熱心な課長にやめられた総務課では、補充もないまま相当な過重業務となっていることが想定されます。現に私も夜10時以降まで庁舎の2階に電気がこうこうとついている日をよく見かけました。連日、深夜まで残業代を請求しないサービス残業が続いているものと推察いたしますけれども、課長補佐以下職員の労働環境の急激な悪化に対しては、町長はいかなる対策を講じておられますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>まず、本人の志があったのではないかというふうには思っております。</p> <p>それから、総務課としての残業をやって非常にみんな職員が頑張っておりますけれども、本当によくやっているとっております。これは公務員として全職員が使命感を持って当たっているというふうに思っております。必要以上に残業もしている方もいら</p>

		<p>っしゃるかもしれませんが、それは体を十分気をつけて頑張ってもらわなきゃなりませんし、総務課全体の組織としてしっかりとみんな協力し合って頑張っていますから、業務量が多いのはそのとおりでございます。</p> <p>しかし、1人抜けたことによつての、またそれなりの力を出しながら、連携をしながら、心を合わせながら、力を合わせながら総務課は頑張っているというふうに私は見ておりますので、高く評価しております。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>中途退職を認めた三村町長ですけれども、今の答弁では一番大きな戦力が抜けたことに対して何も対策はとっていないという答弁でございました。ただ一生懸命頑張っているなど。残業もしているかもしれないというご答弁でしたけれども、それはちょっと町長の職員を管理する立場として私は今の答弁では納得できません。当たり前ですよ。課長にやめられて課長補佐以下が仕事をこなさなければならない、応援も来ない、当然仕事時間は長くなるし、議会に間に合わせるために深夜まで働いているのは当たり前ですけれども、残業もあつたかもしれないとどのような答弁、そういう認識ということをとらえてよろしいんですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>受け止め方で大変なことですが、非常に総務課は残業をして頑張っております。私も見ておりますからわかっております。これらの他の課にしての、例えば病気をして抜けるとか、いろいろな形で1人抜けたとか、また出産で休んだとか、休暇をとらなければならないとかということは結構あるんですね、その課においても。今のは総務課でありますけれども、他の課にもあります。そこはみんな職員が心を連携して、それこそ組織力を持って、先ほど申し上げましたけれども、責任を持って任務を、仕事をしっかりしているということでもあります。</p> <p>ですから本当に1人抜けても職員の方々が残業をしてきちっと責任を、仕事をしておられるということに対しては、先ほど申</p>

		<p>上げましたように、よくやっただいていうふう思 ております。いわゆる組織力です。いろいろなことあり ます。病気で病院に行って1カ月も2カ月も休まなければなら ないときもありますね。そういったときにはみんなカバーしてやっ ていますから、その点は本当に苦勞をかけますけれども、やはり連 帯で町民の負託にこたえるということはずばらしいことだと思 って、頑張っていることに敬意を表しております。</p> <p>以上です。</p> <p>15番。</p> <p>総務課長が途中で退職することを想定はできなかったという 最初の答弁ですけれども、4月に配置した時点で当然、任期を全 うしてくれるものと信じただろうと思いますけれども、その信じ ていた職員が途中で抜けたということについては、まことに残念 であるばかりではなくて、やはり当初の町長の見方が正しくな ったのではないかなと思います。</p> <p>抜けた後、総務課の戦力の低下に対して何の手だても講じてい ないというのも、ここで答弁をいただきました。ただ一生懸命頑 張っているという評価だけ。課長補佐を課長心得にして業務はそ のまま続けているということでございますけれども、全職員を統 括する町長として、その辺の配慮、評価するだけ、頑張っている など。結束して頑張ってもらいたいと、それだけで職員の戦力の低下 に対する配慮は何もないんでしょうか。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>副町長。</p> <p>実際の実務のほうには直接的には私のほうでいろいろ担当課 と接触する部分が多く、また相談にも乗っておりますので、私の ほうからお話しさせていただきます。</p> <p>町長も話しましたが、200名余の組織ですから、いろいろな 中途退職もありますし、体調を崩す方もいろいろあるわけござ います。そういう点では全体の組織力をもってカバーするよう にしておりますし、長期にわたってタイミング的にこれから可能 であるというふうな場合は産休等の場合で、よく皆様もご存じの</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (柏崎源悦君)</p>	

		<p>ように臨時職員等を配置するというようなことがございます。</p> <p>先ほど町長が特にしていないというものについては、具体的に増員をしたというようなこと、あるいは何らかの具体的な措置を目に見えるような形でしなかったという意味で申し上げましたけれども、私どもとしては、当然、重要な課長が空席になったわけでございますから、直ちに心得という辞令を出して単純に補佐という形ではなくて課長心得ということで出しましたし、また、たまたま総務課長であったために私も隣におりまして非常にコミュニケーションはとりやすいと。そういう点ではよく総務課長心得と話はさせて仕事をできるだけ自分としてもカバーしたつもりでございます。</p> <p>当然ご指摘のように支障がないことは絶対ないんであります、課の職員にはその分の負担は何らかの形でやっていますが、課長としての管理能力の部分が総務課長としての管理の部分においては、できるだけ心得のほうに相談に乗りながら、自分としても意は配置したつもりでございます。意を配して仕事にできるだけ支障がないように頑張っているつもりでございます。どうぞその辺をご理解いただいて、4月にはもちろん間違いなく重要なポストであります課長を配置して新しい体制で頑張っていくようにしたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>15番。</p> <p>冒頭に申し上げましたけれども、実際の残業時間をすべて残業代としてつけて請求しますと、恐らく予算の問題もあって働いている職員自身が1日、例えば2時間以上は請求しないと、あとはサービスで自主的に深夜まで働いて、ただで働くとか、そういうことは現実にとこの職場でも行われていることですが、それを見て見ぬふりをしているとは言いませんけれども、そういうことを理解した上で労働環境が悪化しないように手を打つのが、これは職員を管理する町長、副町長の仕事だろうと私は思うんですけれども、ただ、乗り切ってくれと、頑張ってくれと。職員は評価はされていると思いますけれども、残業代も請求しないで結局働くわけですよ。それによって今後、総務課に万一体調を</p>

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>副町長 (柏崎源悦君)</p>	<p>崩すような職員が出た場合、町長の無責任な人事が招いた結果とされても仕方がないと私は考えますけれども、町長はどのように認識されますか。</p> <p>副町長。</p> <p>先に残業時間外のところに少し触れておきたいと思えますけれども、たまたまですけれども、総務の補佐は管理職ですから時間外という措置は特別そのために課長がいなくなったことよって直ちに時間外がふえるので時間外という措置は正直言って考えませんでした。</p> <p>ただ、先ほどから申しますように、一緒にタッグを組んで心得としてやってもらうし、一緒に私も、できるだけ協力するからということでの対応はしてきたつもりでございます。</p> <p>正直申しまして、ご案内のとおり課長は管理職ですから、そういう点では補佐未満のといえますか、補佐以下の職員に直接、ゼロとはもちろん言いませんけれども、課長がいなくなったために課の中の部下全体が残業をどんどんしなければならぬ状況になっていったかという部分については、必ずしもそのようには思っていないです。</p> <p>ただ、これは総務課にかかわらず今ご指摘があったのは全課にかかわることですけれども、しゃべりにくいんですけれども、すべてが職員が職場にいた者に対してすべて時間外が配置されているかという、その部分については私も、すべてタイムカードに基づいて1分1秒まで時間外をきちんと計算しているかという、その部分は絶対そのようなことはできなくて、いいことではないというふうには思っていますが、多少執務する生活の中で遊びの部分とか、あるいは多少時間外的な、法的なことという30分以内というのがありますし、30分を超えてから時間外の1時間の計算をするというようなこともありますので、多少そこら辺は車の遊びみたいにすべてが完璧に時間外に計算されているわけではございませんが、努力としては、資料を見ても出てはいるはずですが、町としても少なからず時間外等も少しずつふえているような財政配置はしてきているのだなというふうには、私もまだ丸一年はたっていませんけれども、そういう認識を持っております。</p>
-----------	-------------------------------------	--

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>15番 (馬場正治君)</p>	<p>ますし、これからも注意をして執務をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>15番。</p> <p>副町長、ご答弁ありがとうございます。</p> <p>今の副町長の答弁で、いかにおいらせ町の役場の労務管理が適当だということがはっきりしたわけでございます。例えば10時、11時まで働いても本人の意思で本人に任せて、きょうは1時間請求しよう、きょうは2時間請求しよう、タイムカードは全くその意味をなしていないということが言えると思います。</p> <p>これは非常に大きな問題。いわゆる職場としての大きな問題であろうかと思いますが、今の答弁をお聞きしていると、それを改善する意思が全く感じられません。健康長寿青森県一を目指すとか元気で明るい町を目指す、であれば、役場の労働環境も働く場所の改善も全国に胸を張って言えるようにすべきではありませんか。私はそう考えますけれども。職員が少なめに残業代を請求して、それで夜遅くまでいても、みんなやっているんだ、そういう昔ながらの労務管理しかされていないと。これは大きな問題だと指摘しておきたいと思います。</p> <p>最後になりますけれども、課長から退職の申し出を、または相談を受けたときに、12月に受けた場合は何とか続けてくれと慰留したと、だけれども、1月末には、先ほどの答弁では本人の志もあったようだというお話がありました。その志は退職した後ではできなかったのでしょうか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>これは本人のことで、志がそのとき云々とか、後でとかという、やはり本人が相談が来たときといいますか、お話のときには大分意思がかたかったように思います。それでも何とか、先ほど言っている予算議会もあるしと、いろいろなことで大変なので、ひとつ仕事を頑張ってもらえないかということは再三申し上げました。だけれども、先ほど申し上げたように、やはり本人の考えというものがあるようでございましたので、それは私の慰留</p>

質疑	佐々木議長	は届かなかったということであります。
	15番 (馬場正治君)	15番。 最後まで務めてくれというふうに再三慰留を試みたけれども、本人の意思がかたく、引き止めることができなかったという答弁だと思います。最後には「頑張れ」と言ったのではないかなと私は推察をいたしますけれども、非常に町の職員の労働環境の改善の点まで踏み込んでいろいろ申し上げさせていただきました。 ぜひ今後は町として、やはりどういった角度から見ても、このおいらせ町の役場に入りたいという若い人が多く応募してくるような公平で公正で明るい町にしてほしいとお願いを申し上げて私の質問を終わります。大変ありがとうございました。
	佐々木議長	これで15番、馬場正治議員の一般質問を終わります。 以上で一般質問を終わります。
	佐々木議長	ここで2時35分まで休憩いたします。 (休憩 午後 2時19分)
	佐々木議長	休憩を取り消し、休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開 午後 2時35分)
	佐々木議長	日程第2、議案第13号、おいらせ町行政手続条例の一部を改正する条例について及び議案第14号、おいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についての訂正の件を議題といたします。 3月5日、町長から提出された議案第13号及び議案第14号について、お手元に配付のとおり議案の一部を訂正したい旨の申し出がありました。町長から訂正の理由の説明を求めます。 演壇にてお願いします。 町長。
訂正理由の説明	町長 (三村正太郎君)	ただいま議長よりお許しをいただきましたので、本定例会に上程されました議案の一部訂正についてご説明申し上げます。 訂正議案は、議案第13号、おいらせ町行政手続条例の一部を

		<p>改正する条例について及び議案第14号、おいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についての2件であります。</p> <p>その内容ですが、議案第13号では条文の不備を正すため語句を改めるものであり、議案第14号では別表にいじめ防止対策審議会委員を加えるものであります。</p> <p>議員各位に対しましては、ご迷惑をおかけし、深くお詫びを申し上げますとともに何とぞご承認賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。</p> <p>以上で訂正の理由の説明が終わりました。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第13号、おいらせ町行政手続条例の一部を改正する条例について及び議案第14号、おいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についての訂正の件について許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は許可することに決定しました。</p> <p>日程第3、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。</p> <p>本件は、平成26年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)について承認を求める件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (小向道彦君)</p>	<p>それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の1ページから4ページをごらんください。</p> <p>本件は、去る1月20日の降雪により予算の不足が見込まれたことに加え、その後の除雪も見込まれたことから除雪対策費を補正する必要が生じ、本年1月20日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容を申し上げますと、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ2,580万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長</p>	<p>7億8,353万円としたものであります。</p> <p>歳出においては、除雪対策費を増額し、一方、歳入においては財政調整基金繰入金を増額したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。質疑は事項別明細書により行います。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正のうち歳入歳出全款についての質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、第1表についての質疑を終わります。</p> <p>以上で本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから報告第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります川口俊彦氏の任期が本年6月30日をもって満了となることから、その後任として齋藤晴美氏を推薦したく諮問するものであります。</p> <p>齋藤氏は結婚を機に百石実行農協を退職した後、生命保険会社</p>

		<p>に勤務しながらファイナンシャルプランニング技能士や相続相談士などの資格を取得し、現在は夫とともに事務所を開業し、資産管理や相続相談の専門家としてご活躍しております。また甲洋小学校PTA会長及び百石中学校PTA副会長を務められた経歴もありますことから、最近の人権相談でふえている教育に係る問題においても大いにその経験が生かされるものと考えております。</p> <p>なお、人権擁護委員の推薦について、法務省は多種多様な職種につくものの人選を求めているところであり、加えて女性の参画という観点からも同氏は委員として、まさに適任者であると認められます。</p> <p>以上のことから人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会のご意見をいただいた上で候補者として推薦したいと考えますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本件についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから諮問第1号について採決をいたします。 本件は、これを適任とすることにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本件については適任とすることに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第5、議案第1号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>それでは、議案第1号、おいらせ町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現在の教育委員会委員長である加藤正志氏が5月12日をもって（「ちょっとお待ちください」の声）。</p> <p>本案は、現在の教育委員会委員長である加藤正志氏が5月12日をもって教育委員の任期が満了となることから同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>議員各位もご承知のことと思いますが、同氏は教育委員長として町の教育振興発展のためにご尽力をいただいております、高い識見と豊かな経験から教育委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願いを申し上げます、以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第1号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>日程第6、議案第2号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>町長。</p>
--------------	--	--

<p>当局の説明</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長 (議員席)</p> <p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p>	<p>議案第2号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、現委員であります谷地武氏が本年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>谷地氏は平成11年10月に旧百石町において固定資産評価審査委員会委員に選任されて以来、現在まで大変長きにわたり務められ、さらには平成16年から現在に至るまでは委員長として務められております。知識、経験ともに豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第2号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>日程第7、議案第3号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。</p> <p>議案第3号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任に</p>
<p>当局の説明</p>	<p>町長</p>	<p>議案第3号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任に</p>

	(三村正太郎君)	つき同意を求めることについてご説明申し上げます。 <p>本案は、現委員であります玉川吉一氏が本年5月12日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任いたしたく地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。</p> <p>玉川氏は平成24年5月に固定資産評価委員会委員に選任され、現在まで委員としてその職務に精励しておりますし、元町職員として税務行政の経験があることから税に関する知識、経験ともに豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第3号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
	佐々木議長	日程第8、議案第4号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
当局の説明	町長 (三村正太郎君)	議案第4号、おいらせ町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

		<p>本案は、現委員であります市村堅二郎氏が本年5月12日をもって任期満了となることから、その後任に堤克人氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めらるるものであります。</p> <p>堤氏は、略歴にもありますように、昭和47年4月に旧下田町職員として採用されて以来、平成26年3月に定年退職されるまでの間、町職員として職務に精励され、その豊富な行政経験から固定資産評価審査委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞ満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第4号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第9、議案第5号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長心得。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長心得 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。 議案書の16ページをごらんください。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改</p>

		<p>正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、関係条例5本について一括して所要の整備を行うものであります。</p> <p>具体的に申し上げますと、17ページになりますが、まず第1条、おいらせ町公告式条例の一部改正では、法改正に伴う引用条項の改正であります。</p> <p>次に第2条、おいらせ町特別職報酬等審議会条例の一部改正、第3条、おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正、第4条、おいらせ町特別職の職員の旅費支給条例の一部改正では、法改正、いわゆる教育委員会制度の見直しによりまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が常勤の特別職として置かれることから適用される3つの条例についてそれぞれ追加改正するものであります。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>第5条、おいらせ町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止では、新たな教育長が常勤の特別職となることに伴い、従来的一般職の身分で規定していた条例を廃止するものであります。</p> <p>また条例の施行期日であります。法改正の施行にあわせ、本年7月1日からしているものの経過措置として現在の教育長が委員の任期満了まで在職する間は第2条から第5条までの改正廃止は適用されず、現在の規定がそのまま適用されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>佐々木議長</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第5号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
--	--	---

	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第10、議案第6号、おいらせ町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長心得。</p>
当局の説明	<p>総務課長心得 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の19ページから20ページになります。</p> <p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、所要の整備を行うもので、先ほどの議案第5号の第5条とも関連いたしますが、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が常勤の特別職として置かれ、従来的一般職の身分で規定していた条例が廃止されることに伴い、勤務時間、休暇等の服務に関する規定について新たに定めるものであります。</p> <p>なお、内容につきましては、新しい教育長の身分は特別職となったものの勤務時間、休暇等の服務については従来どおり一般職の職員の例によることとしております。</p> <p>また、条例の施行期日ではありますが、改正法の施行にあわせ、本年4月1日からしているものの、経過措置として現在の教育長が議員の任期満了まで在職する間は本条例は適用されず、従前のとおりとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦君。</p>
質疑	<p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>1点だけお伺いします。</p> <p>この条例は27年7月1日から施行するというふうなことにあって、今の現在の教育長の任期までは、施行になるけれども、</p>

		適用しませんよというふうな説明だと理解しましたが、今の教育長の任期はいつまでですか。
答弁	佐々木議長 総務課長心得 (成田光寿君)	総務課長心得。 お答えいたします。 現在の教育長の任期であります、平成28年6月22日までとなっております。 以上です。
質疑	佐々木議長 3番 (平野敏彦君)	3番。 そうすると、来年の6月の22日で教育長の任期が終わると。よって、新しい4月からのほうが適用されますよというふうなことでいいわけですね。 今度は、そうすれば、この人事権が町長にあるわけで、町長が、新制度によりますと委員の提案じゃなくて教育長として提案をするというふうなことになりますか。
答弁	佐々木議長 総務課長心得 (成田光寿君)	総務課長心得。 平野議員おっしゃるとおり、新教育長は町長が教育長として議員のほうにお諮りすることになります。 以上であります。
質疑	佐々木議長 3番 (平野敏彦君)	3番。 任期満了に教育長になって、そういうふうには。そうすると、現行の、今、委員になっている方でも教育長として提案されるというふうなこともあり得ると私、解釈するんですが、いかがですか。
答弁	佐々木議長 総務課長心得 (成田光寿君)	総務課長心得。 人事案件につきましては、町長の裁量によりまして町長がこの人にしたいという者を推すこととなりますので、町長のお考えに

<p>当局の説明</p>		<p>よって新教育長を議会のほうにお諮りすることになるかと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第6号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>日程第11、議案第7号、おいらせ町いじめ防止対策審議会条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>学務課長。</p> <p>それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の22ページ、23ページをごらんください。</p> <p>第1条の設置であります、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を行うための附属機関として設置をするものであります。</p> <p>第2条の所掌事務では、教育委員会の諮問に応じ、重大事態への対処やいじめ行為の対象となった児童などに対して、町の基本方針に基づき重要事項を調査・審査することになっております。</p> <p>第3条及び第4条の組織では、委員の人数や組織構成について教育委員会が任命する規定になっております。</p> <p>第5条の会議では、会議について規定しております。</p> <p>また施行日は交付日であります。</p> <p>なお、審議会の設置につきましては、学校主体の調査では重大</p>

<p>当局の説明</p>	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断した場合、この審議会が設置されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第7号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第12、議案第8号、おいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	<p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第8号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の24ページから44ページをごらんください。</p> <p>本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた介護予防支援事業の人員、運営、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を町が定めることとなったため、条例を制定するため提案するものであります。</p>

<p>当局の説明</p>		<p>その内容につきましては、おおむね国の基準どおりですが、介護予防支援の運営に関する基準のうち介護予防支援台帳の保存期間について国の基準の2年間で5年間に変更するものであります。</p> <p>なお、この条文は36ページの第29条であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第8号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>佐々木議長</p>	<p>日程第13、議案第9号、おいらせ町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>	
<p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第9号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書45ページから48ページとなります。</p> <p>本案は、議案第8号と同様に第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた包括的支援事業実施に関する基準を町が定めることとなったため、条例を制定するため提案するものであり、その内容につきましては国の基準をそのまま運用するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>	

当局の説明	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第9号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	(議員席)	***なしの声***
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第14、議案第10号、おいらせ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (倉館広美君)	議案第10号についてご説明申し上げます。 49ページとなります。 本条例は、平成24年12月議会、議案第79号で制定された条例であります。 本案は、第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた基準が県条例に委任されたため、引用条文を変更するため提案するものであります。 以上であります。
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第10号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第15、議案第11号、おいらせ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	<p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>議案第11号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の51ページ、52ページとなります。</p> <p>本条例は、平成24年12月、議案第80号にて議決いただいた条例の改正であります。</p> <p>本案は、第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、これまで厚生労働省令で定められていた基準が町の条例に委任され、議案第8号においておいらせ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議決いただいたため、引用条文を変更するため提案するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	質疑ございませんか。 なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。	**なしの声**
	(議員席) 佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第11号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。	**なしの声**
	(議員席) 佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。	**なしの声**
	佐々木議長	日程第16、議案第12号、おいらせ町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 説明を求めます。 介護福祉課長。	
	介護福祉課長 (倉館広美君)	議案第12号についてご説明申し上げます。 議案書の53、54ページとなります。 本条例は、平成24年12月議会、議案第81号にて議決いただいた条例の改正であります。 本案は、第3次地方分権一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援事業者の法人格の有無について所要の整備を行うため提案するものであります。 以上で説明を終わります。	
	佐々木議長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。	
	(議員席) 佐々木議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。	**なしの声**

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第12号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第17、議案第13号、おいらせ町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>行政管財課長。</p>
	行政管財課長 (松林泰之君)	<p>それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。</p> <p>本案は、行政手続法の一部を改正する法律により行政指導に関する規定を中心として行政手続法の一部の改正がなされました。当町の行政手続制度においても住民の権利・利益の保護を図るため、行政手続法に新たに設けられた規定をもとに条例改正を行うものであります。</p> <p>詳細につきましては、本日配付しました議案の訂正請求書に添付の別紙にて説明をいたしますので、ページ数でいきますと、199ページの訂正後をごらんいただきたいと思います。</p> <p>主な改正点であります。</p> <p>第33条、行政指導の方式であります。</p> <p>現在、行政指導をする相手方に対しては、行政指導の趣旨、内容、責任者を明確に示すことを規定しております。</p> <p>改正案では、さらに第33条第2項の規定を新たに追加し、第1号では根拠となる法令の条項、第2号では条項に規定する要件、第3号では要件に適合する理由の要件を追加するものであります。</p> <p>次に、改正案の第34条の2、行政指導の中止等の求めの規定は法令の要件に適合しない行政指導の中止等を求めることができる新たな規定の追加となっております。</p> <p>200ページをお開きください。</p> <p>次に、改正案の第34の3、処分等の求めの規定についても新</p>

<p>当局の説明</p>		<p>たに追加するもので、法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求めることができる内容となっております。</p> <p>そのほか語句の表記も改められましたので、あわせて用語整理も行うものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第13号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第18、議案第14号、おいらせ町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 説明を求めます。 行政管財課長。</p>
	<p>行政管財課長 (松林泰之君)</p>	<p>それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、非常勤特別職職員の報酬に関する規定について所要の改正を行うものであります。 詳細につきましては、先ほどと同様、議案の訂正請求書に添付の別紙にてご説明をいたします。 一番最後のページが202ページとなっておりますので、202ページの訂正後をごらんください。</p>

		<p>1 点目、地方教育行政法施行により教育委員会委員長の職が廃止されることから、別表第 1 の現行の規定から教育委員長の項を削除するものであります。</p> <p>なお、教育委員長の報酬については、県教育長の在職期間中に限り経過措置として改正前の規定が適用されることとなります。</p> <p>2 点目、同様に現行の規定から児童館長の任用方法見直し及び次世代育成支援対策推進協議会を廃止するため、それぞれの項を削除するものであります。</p> <p>3 点目、中段別表第 2 の改正案のまち・ひと・しごと創生総合戦略会議及びいじめ防止対策審議会を設置するため、新たに委員の報酬額を定めるものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>4 番 (檜山 忠君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>4 番、檜山忠議員。</p> <p>これは児童館長がなくなるというふうなことなんですが、じゃあ、誰が今度は責任者になるんですか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>町民課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>現在の館長は非常勤特別職として採用しておりますけれども、この館長なんですが、不定期な勤務時間で勤務していた児童館長について館長という職責は児童の安全確保と児童館の運営、児童厚生員の管理監督と年々責任の度合いが増しております。その関係で新制度下のもとでは児童がふえることも予想されることから通常の児童厚生員と同じ勤務時間で勤務してもらおうというふうなことで、これからは期限付臨時職員として位置づけをしていくと。要は特別職から臨時職員という形になって、そこで今度は館長手当なるものを普通の児童厚生員のほかに割り増しで払って管理監督してもらおうというふうな形になります。</p> <p>以上です。</p>

質疑	佐々木議長	15番、馬場正治議員。
	15番 (馬場正治君)	議案第5号とも関連するんですけども、教育委員長の廃止についてでございますが、私が前、読んだ記事では、現教育委員長の任期満了後は教育委員長を廃止するか、あるいは引き続き教育委員長を置くかの選択が可能になっていたのではないかなと思います。記憶が違っていけば申しわけないんですけども。もし選択できる形であったとすれば、おいらせ町としては教育委員長を廃止して教育長を町長が任命する形にするということで理解してよろしいかどうか。
答弁	佐々木議長	教育長。
	教育長 (福津康隆君)	お答えいたします。 新教育委員会制度ですが、これにつきましては、あくまでも教育長が新しくなった時点で新制度に移行するというようになっております。ですから、新しく教育長が任命される以前は、旧、今までの制度が適用されるということになっておりますので、あえて一部だけ新制度に取り入れるということにはちょっと考えられません。あくまでも教育長が新しくなったときに移行することになります。 以上でございます。
	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第14号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 3番、平野敏彦議員。</p> <p>今説明がありましたけれども、当町にあっては単身赴任手当に該当する職員があるのかどうか。</p> <p>それから63ページの行政職給料表を見ましたけれども、これを見ますと、……122号までになっています。そうすると、この6級から1級まで昔は何かわたりがあって、職務職階じゃないけれども、課長になれば1級のところまではいけるといふふうな、ある程度の目安があったんですけれども、今現行の場合は、どういうふうな形に位置づけられているのか。例えばこのままでいったら122から1までといったら本当にいけるのか、ちょっとこの辺理解できませんので、説明をしていただきたいと思えます。</p> <p>それから、さっきの説明ですと、今、手当等の引き下げがありましたけれども、これについては27年4月1日から施行するけれども、ある一定期間、現行の、30年までですか、さっきの説明だと。保障するんだというふうなことですけれども、これはなぜ、そういうふうな形で引き下げをするのか、この点についてお聞かせをいただきたいと思えます。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長心得 (成田光寿君)</p>	<p>答弁を求めます。 総務課長心得。</p> <p>まず1点目、単身赴任手当の支給状況であります、当町職員では支給対象者はございません。</p> <p>それから、2点目の各級ごとの入ってから課長までの級別の位置づけであります、例えば1級は主事であります。2級は主査、3級は主任主査、課長補佐もあります。それから4級は総括主査、副参事になります。5級は課長、6級は参事というふうに一応位置づけがなっております。</p>

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>それから3つ目の経過措置の件であります。今回の引き下げは、4月1日から施行されるわけなんですけれども、4年間は基本的には現給保障ということで、今もらっている給料が保障されるという形になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>引き下げの理由であります、今回の給与制度見直しにつきましては、もともと国家公務員のほうであって人事院の勧告に基づきまして国家公務員が先行してあって、その後県の人事委員会勧告に基づいて県職員がやっているものであります。</p> <p>その際の理由等申し上げますと、先ほども言いましたとおり、地域間や世代間の給与配分を見直しするというのが大きなものになっております。</p> <p>以上であります。</p> <p>3番。</p> <p>今説明をいただきましたけれども、単身赴任手当については該当者はないというふうなことですけれども、私、前の人事の候補の配置を見たら県に派遣しているのがたしかあったように記憶していますけれども、そういうふうな人はこの該当に、一人で行くから単身なのか、そういうふうなのは対象にならないのかなというふうな思いがあって確認するために質問したものであります。今一度お願いをしたいと思います。</p> <p>それから、行政職の給料表については主事からずっと、6級が参事だというふうなことです、私が言っているのは下のほうに下がっていけば122まであるわけで、主事だばそのままずっと下まで、93までいくのか、こういうふうな基準というのは、職務職階の基準というのはどのようになっているのか、今一度説明をしていただきたいと思います。</p> <p>それから人事院勧告と県の人事委員会の勧告によって給料表が改正になって引き下げになった。4年間は現給保障するんだというふうなことで、そうすれば現給保障はするけれども、実際の退職金の計算とかそういうふうなのというのは、この引き下げになった給料が適用になるんですか。この部分を説明いただきたいと思います。</p>
-----------	------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>総務課長心得 (成田光寿君)</p>	<p>総務課長心得。</p> <p>まず単身赴任手当につきましては、家族、所帯を持っている人が町外のほうに単身赴任した場合に出る手当でございます。現在、県職員のほうに派遣されている者はありません。青森県の後期高齢者の広域連合のほうに1人派遣されておりますが、独身でありますので、対象にはなっておりません。</p> <p>それから2点目が、同じ人が、例えば1級にいくと100何十号までいくかというお話であります。1級から2級、2級から3級、3級から4級それぞれ級が上に上がるところは一定の目安を置いておりますので、数年経過するごとに2級、数年経過すると3級というふうにわたるようになってございます。</p> <p>それから補足いたしますと、号が100何十までありますが、基本的には1年間に4号ずつ上がるようになっております。</p> <p>それから退職金のもととなる月例給につきましては、退職する直前にもらっていた給料月額が基本となります。</p> <p>よって、今のご質問が経過措置の分なのか、下がる前なのかというお話ですが、ここはちょっと確認をして後日お答えしたいと思います。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番 (平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>私は、やはりこういうふうなのは働く職員の労働条件の変更に当たるわけですから、やはりきちとした形で説明をすべきだと思いますよ。組合との交渉とかそういうふうなものもあろうと思いますし、ただ条例改正を議会に提案すればいいというふうなことではないと思いますよ。対応の仕方というのはちょっと私、疑問を感じますよ。</p> <p>今言ったように退職する際の基本となる本給そのものの額もまだ確認していないというふうなことであれば、私はこういうふうな提案の仕方というのは全くもって不勉強で私たちに理解をさせるといっても、ちょっと片手落ちなような気がしますので、今一度ちゃんと精査をして議案審議をする資料を整えておいて提案するように要望しておきます。</p>

答弁	佐々木議長	<p>あとは1年間4号給で、幅で上がっていくというふうなことでありますから、その主事であれば何年、主査であれば何年、総括主査までは大体何年ぐらいの経過で評価をして上がっていきま すよというふうな基準がありますかと聞いているのについても 答弁がありませんので、ここを1つお願いします。</p> <p>総務課長心得。</p>
	総務課長心得 (成田光寿君)	<p>先ほど組合等のお話がありましたが、職員組合とも団体交渉を 経て今回に至っております。昨年の11月10日に職員組合と団 体交渉を行いまして、当然組合側のほうからは要求がありまし たが、こちらのほうでは県の人事委員会勧告に準じてやりたいとい うことでお願いをしております。</p> <p>それから、級がそれぞれ何年経過すると上にいくかという話 も、こちらのほうも一定の目安がございます。今、すみません、 ちょっと資料は用意しておりませんが、初任給、昇格、昇給等の 基準に関する規則の中で、例えば2級を3年在職すると3級にわ たるとか、3級を4年在職すると4級にわたるといような基準 が一応定められております。</p> <p>以上です。</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長 (議員席)	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第15号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	佐々木議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
佐々木議長	<p>ここで時間の延長をいたします。</p>	

		<p>時間を延長し、45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 3時31分)</p> <p>休憩を取り消し、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時45分)</p> <p>先ほど3番の質問に対し、答弁漏れがありましたので、総務課長心得より答弁させます。</p> <p>総務課長心得。</p> <p>議長のお許しをいただきましたので、先ほど平野議員の質問にお答えできなかった部分をお答えいたします。</p> <p>まず、退職金のもととなる給料月額の方ですが、新しい給料表での給料月額が適用となります。</p> <p>それから、もう1点であります。</p> <p>先ほど私の発言の中で「わたる」という言葉を使っておりましたが、正しくは人事制度の中では「昇格」という言葉を使いますので、「わたる」というのは「昇格」のほうに訂正していただきたくお詫び申し上げます。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、日程第20、議案第16号、おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>農林水産課長。</p> <p>では、議案第16号、おいらせ町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。</p> <p>87ページ、88ページをごらんください。</p> <p>本案は、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の一部が平成27年5月29日から施行されることに伴い、おいらせ町手数料条例の一部を改正するものであります。</p> <p>内容につきましては、法律の題名の一部改正に伴い、本条例の別表10の題名を同様に改正するものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
答弁	<p>佐々木議長</p> <p>佐々木議長</p> <p>総務課長心得 (成田光寿君)</p>	
当局の説明	<p>佐々木議長</p> <p>農林水産課長 (松林政彦君)</p>	
	佐々木議長	

当局の説明	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。 これから議案第16号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 佐々木議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	佐々木議長	<p>日程第21、議案第17号、おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 説明を求めます。 まちづくり防災課長。</p>
	まちづくり防災課長 (中野重男君)	<p>それでは、議案第17号、おいらせ町ハートピア基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 お手元の議案書89ページから90になります。 本案は、町内会等の自主的なまちづくり活動を支援するためオータムジャンボ宝くじを原資とする新市町村振興交付金を財源にハートピア助成事業として支援し、その残額を基金として積み立てているところであります。 これまでは歳入を歳出が上回る事がなかったため基金を取り崩す機会がありませんでした。しかしながら、原資であるオータムジャンボ宝くじの売り上げ低迷などにより交付額が目減りしてきている状況であります。そこで減額に備えて財源充当が可能か、ハートピア基金条例を確認したところ、処分条項が設けられていなかったため、減額に対応する財源充当のため処分条項を加えるため一部改正するものでございます。 以上で説明を終わります。</p>
	佐々木議長	<p>説明が終わりました。 これから質疑を行います。</p>

質疑	3番 (平野敏彦君)	<p>質疑ございませんか。</p> <p>3番、平野敏彦議員。</p> <p>今、説明がありましたけれども、この基金の処分というのは取り崩しかなと思いますけれども、処分するということはゼロにするのか、こここのところの説明、もう一回。</p> <p>それから基金総額では幾ら、現在ありますか。</p> <p>この2点をお聞かせいただきたいと思います。</p>
答弁	佐々木議長 まちづくり防災課長 (中野重男君)	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>1点目の処分ということでございますが、全額ではございませんで、年間、必要額をその都度処分をして必要な財源に充当するという形でございます。</p> <p>2つ目の残額でございますが、現在、2,688万8,217円ということで、定期にして積み立てております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	佐々木議長 3番 (平野敏彦君)	<p>3番。</p> <p>2,688万8,000円が定期で積み立てがされてあるわけで、その処分というのは、そうすれば、この字句は当たらないんじゃないかなと。今の説明ですと、その額から取り崩しをして、このまちづくり活動に対する助成の補填に当てるというふうなことではないんですか。どうもこの説明のところ、私よく。あるものがゼロになるから処分するんだというふうなことで解釈したんですけども、それだとまた原資がこれから残るわけでしょう、2,688万。これ、今年度すべて処分してまちづくり活動に当てるというふうなことではないような説明ですけども、もう一回お願いします。</p>
答弁	佐々木議長 まちづくり防災課長	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p>

	<p>(中野重男君)</p>	<p>具体的に1年間に500万円相当のハートピア助成金ということで各町内会等から計画が上がってきた場合、500万計画がありました。それを内示して頑張ってくださいという形ではありますが、その運営資金として新市町村振興交付金として400万円が交付された場合、100万の不足が生じます。その場合に、この基金から処分を一部充当して事業の遂行に努めていくという形になる形になると。</p> <p>これまでは歳入が歳出を上回っていらしたので補填する必要はなかったんですが、厳しい社会状況の中で目減りする形になってきたものですから、今回改めて規則のほう、条項のほうを見たら、その取り崩す処分条項がなかったために、今回必要に応じてきちんと一部ずつ崩せるように条項を整備するというございます。</p>
<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>3番</p> <p>(平野敏彦君)</p>	<p>3番。</p> <p>今の説明ですと、私、どうも納得いかないんですね。ハートピア基金条例をつくって基金を積み立てしているわけで、それが定期になっていてもいいんだけど、実際に事業要望が500万あって100万円は、交付が400万しかなくて100万が不足するのはわかりますよ。100万というのは、こっちのほう、処分という意味がよく理解できないんですよ。原資このものを、例えば100万円を2,688万円から取り崩しをして、こっちのほうに充てますよというのならわかるけれども、何で100万だけ処分するのかなというふうな意味のところは理解できません。</p> <p>ほかのほうの基金の場合は、どういうふうにして説明しますか。財政課長、取り崩しの場合はどう説明する。基金の取り崩し。財政課長。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>企画財政課長</p> <p>(小向道彦君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>ほかの基金についても取り崩す際は、その処分の条項を使っているということで、この処分というのは全部なくするというのではなくて、その一部を一般財源のほうにするという意味で処分</p>

		<p>というものを使っております。ほかの基金のほうでもそういう処分という言葉でやっていますので、これでよろしいかと思っております。</p> <p>以上であります。</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長 (議員席)</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第17号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第22、議案第18号、おいらせ町保育所における保育に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>町民課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>町民課長 (小向仁生君)</p>	<p>議案第18号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の91ページ、92ページをお開きください。</p> <p>本案は、現在、児童福祉法に基づき町が条例で定めております保育所における保育に関する必要な事項、主に児童の保護者が保育を必要とする事由を規定しておりますが、子ども・子育て3法の制定等に伴う児童福祉法の改正によりまして、平成27年4月1日から内閣府令子ども・子育て支援法施行規則により定められるため、町が条例で定める必要がなくなったことから条例を廃止する提案をするものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>説明が終わりました。</p>

<p>当局の説明</p>	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第18号について採決をいたします。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p> <p>佐々木議長</p>	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>日程第23、議案第19号、おいらせ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>介護福祉課長。</p>
	<p>介護福祉課長 (倉舘広美君)</p>	<p>議案第19号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の93ページから96ページをごらんください。</p> <p>本案は、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料を改定するため提案するものであります。</p> <p>その内容は、所得段階を現行の8段階から負担能力に応じて細分化し、10段階の設定を行い、保険料基準額を年額6万7,320円としていたものから8万3,640円に改め、基準額に基づいた各所得段階の保険料をそれぞれ改定するものであります。</p> <p>続きまして、第2条第2項でありますけれども、低所得者の負担軽減のための減額措置に関する項目であります。</p> <p>第4条は、賦課期日後において第1号被保険者が転入・転出等により資格取得喪失等があった場合の額の算定方法について定めた条項であります。今回、所得段階を8段階から10段階に細分化したことにより条文の整理を行うものであります。</p> <p>95ページ、中段にあります附則の12項から15項まででありますけれども、これまで国が定めた基準に沿った全国一律のサ</p>

		<p>サービスでありました訪問介護、通所介護等の予防給付が、第6期計画期間内において市町村が取り組む地域支援事業に移行することになります。市町村の判断によって利用料やサービス内容を決めることができることとなりました。</p> <p>そのため既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPOや民間企業、住民ボランティア等地域が持つさまざまな社会資源を活用して地域の実情に合ったサービスを提供していくことが可能となりましたが、サービスの受け皿や町民への周知・理解等体制整備に相応の期間を要することから平成27、28年度を準備期間とし、29年度からの実施とするものであります。</p> <p>なお、県内においては、ほとんどの市町村が29年度からの予定と伺っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>佐々木議長</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>川口弘治議員。</p> <p>6番 (川口弘治君)</p> <p>確認をしたいと思いますが、これは先般、全協でも説明がありまして、またその前段には検討委員会で議論された結果だというふうに思います。それについては尊重すべきことと基本的には思います。</p> <p>基準額がこれによって県内、新聞等が出るのは基準額ですね、当町は以前からも弘前市等も含めて介護保険料基準額というのが非常に順位としては高い。そういう位置にずっときて、サービスの向上が非常に充実しているということもありまして、でも、今回の上げ幅は全国的、また県内の自治体どこでも、新聞報道等でも、やはり相当な上げ幅になっているとは思っておりますが、当町の上げ幅、前期の基準額から、29年度からの実施とはいえ、その基準額の上げ幅、これについても県内ではどれくらいの上げ幅になっているか。</p> <p>それと新聞報道で弘前市の地域福祉基金の取り崩しを行って上げ幅を抑えたと、市長の判断でというふうな内容の記事がありましたけれども、この地域福祉基金の利用、たしか検討委員会で</p>
--	--	--

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>は、それは違法に当たるといふ、そういう説明をしたといふふう に委員からもちょっと聞いたことがあります、その辺の事実確 認といふのはどうなんでしょうか。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>先月の全員協議会において新聞報道による基準額、発表になっ たところはお知らせしたところではありますが、その際、2月の時 点で各市町村に電話で問い合わせしたところ、議会前でまた答え られないという回答をいただいていたけれども、その後議会 が近くなりましたので、どこの市町村も答えてもよいかなと思 いまして、県南を中心に電話で問い合わせしたところ、あくまでも 電話での回答ですので、もしかすれば議案書と違う金額を教 えてもらったのかもしれませんが、私が把握している範囲では、県 内で一番高いのが7,450円、続いて7,250円、あともう1 カ所うちより高いのが6,980円という形でありまして、私が 今、把握している範囲では4番目かなと。問い合わせしたのが県 南地区が中心でありまして、津軽、下北については聞いておりま せんが、一般に県南地方のほうが割高となっております。それだ け施設整備等が充実していることが要因であるかと思 いますので、現段階では以上、把握している内容であります。</p> <p>あとそれから弘前市の地域福祉基金でありますけれども、これ は町もこの基金はありますけれども、町の条例では高齢者等の福 祉の増進に関する事業で民間の団体に対する補助及び町が推進 する事業の財源に充てると定められておりまして、財源は地方交 付税でありまして、一般財源扱いであります。ですので、介護保 険法で町の負担割合が12.5%と決められておりますので、そ れ以上の財源充当は明らかに間違ったやり方であると。</p> <p>参考までに町のこの基金、どういうふうにして使っているかと いいますと、毎年、敬老会とか外出支援サービス、軽度生活援助、 生きがい活動支援、ほがらか教室等々の事業に活用しておりま す。</p> <p>現在2億6,000万ほどありますけれども、弘前市の例は私 も新聞報道を見て、これはいけないことだという認識でありまし</p>
-----------	--	---

<p>質疑</p>	<p>佐々木議長</p> <p>6番 (川口弘治君)</p>	<p>たので、すぐ県に問い合わせしましたところ、県もこれはやっ てはいけませんよということで、すぐ弘前市を呼んで指導をした ということで伺っておりますので、この財源はうちのほうは使用 する計画ではございません。</p> <p>以上でございます。</p> <p>6番。</p> <p>よくわかりました。</p> <p>そこで町長にお伺いしたいんですが、町長は昨年、町長選挙で また4年後に返り咲いて、また町政のほうを施行、トップとして。 公約でも、また政治家としても、町民の幸せを考える、町民の安 全と安心の生活を守る、そういう意味では当然、町長も公約でも お話ししてあるとおり、我々議員、政治家とも共有しているとい うふうに思います。</p> <p>どこの自治体も、この介護保険料の上昇率には非常に町民の負 担、特に介護を受けられている方々にとっては、とても痛手にな る。そして今、弘前市の基金の扱い方は違法であるというふうな 県の判断であるにしても、たしかその検討委員会の中で、この補 填の分で一般財源から1,000万ほどの補填をするというふう な、そういうこともあっても6,980円の基準額ということに 検討委員会でも相当な議論がなされたというふうに聞いており ます。</p> <p>最終的に上がってくる町長の判断として政治的に町長として、 政治家として、この基準額がどれだけ町民の負担にかかってく る、印象というんですか、そのときの印象的なものは町長、どの ように感じられたか、お聞かせ願えますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p> <p>保険料の安ければいいんですけども、どうしても介護保険を 運営していく上においては歳入歳出が合わなければいけません。 合併当初、私が初代のときから事務方から聞きましたら、現在ま で30円上がったと、保険料が。3年ごとですから、上げなかつ</p>

		<p>た経緯もあって、それこそ借金してまでやって、そして支払いをしてきたと。それを今度は今の新しい保険がスタートするに当たっては、それらも含めて返していかないと支払いができない。介護保険は介護保険で歳入とペイをゼロにしていかなければならない原則がありますので、そうしないと、どんどんふえていきますので、介護保険料、医療費も。</p> <p>大体、最初、介護保険が始まったときの550億円ベースが、青森県ですよ。今2.4倍になっているんですよ。ですから、もうおわかりのとおり、どんどん各市町村が、40市町村とも施設の利用、認定される、それこそ介護するというサービスがものすごく行き届いてきた、施設も充実してきたから。</p> <p>そういった意味では、町長としては介護保険料は上げたくないけれども、しかし、これでは介護保険財政はもたない部分もあって痛しかゆしのところがあるんですが、やはりここは今一度審査してもらった結果としても、やはりこの程度の金額でいかざるを得ないだろうと。</p> <p>それでも抑えています。できるだけ高くするなということやって、ぎりぎりのところで落ち度をしている今の6,000云々ということになっていますので、どうぞひとつその点では町長の印象としては痛しかゆしというか、上げたくないんだけど、上げざるを得ないという、その心境は苦しいところがあります。</p> <p>安いほどいいですよ、払うほうは。大体2割が使っているから。10人いると2割の方が使って8割が保険料を納めている状態ではありますが、使っていない人にとっては「何だ、高くなって」という。使っているほうは「ありがたや、ありがたや」というような感じになってきます。</p> <p>いずれにいたしましても、やはりおいらせ町は福祉には手厚い部分を持っている福祉の町でございますので、やはり中福祉、中負担というのがいいのかもしれませんが、今のところはそういったことでございますので、このまま堅持していきたいというふうに思っております。</p> <p>6番。</p> <p>介護保険が始まった私の記憶では、当時から、この事業ははず</p>
質疑	佐々木議長 6番	

<p>答弁</p>	<p>(川口弘治君)</p>	<p>れ財政的にかなり困難な状況になるであろうというふうにささやかれていたのは、たしか私もそういうふうな記憶があります。それでもサービス向上と保険料を町民の皆さんにご負担をいくらかでも少なく借り入れ等、また基金等をさまざま駆使して5期までやってきた経緯があると思います。</p> <p>当然、当初から、いずれ、ましてやこれからの超高齢化社会に向かっていくというふうな予想が当時から言われてきてあるはずなんです。今になって3年ごと、何年ごとというふうな形で予想はつくものに対しての備え、そういうふうなものというのは私は政治家として上がってくる町長の政策の1つではないかと。これはやはり政治的な判断で解決をする、これは町民からの声でございます。事務方として上がってくるものは当然、制度、法、さまざまな改正によって出さなければならない数字は、それに沿っていくと、それしか出せないんですね。それは長年町長という職で町民の負託を受けてやられてきた現三村町長さんにすれば、事務方の上げなければならない、町民に負担をかけなければならない、そのために見込んで自分としてはこういうふうなものに対しての補填をする、積み立てをする、何を、法的に何が妥当なのかというふうな、そういうふうな考えというのは、もともと介護事業が始まったときから言われていることも、なぜ準備ができないのかと。</p> <p>私はそういうふうに町民に負担をかける、そういうふうなものがあるに多くなってきている。今一度、町長、今後、これからの政策としてもよろしいですので、その辺の意気込みを、町民に対しての安心を与える部分でお考えがあれば、最後にお聞きしたいと思います。</p>
	<p>佐々木議長</p>	<p>答弁を求めます。</p> <p>町長。</p>
	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>本当に川口議員の心配のとおり、まだまだふえてきます。次の3年後といたら恐らく大概の町村、7,000円台をいくんじやないでしょうかというふうな感じを持っております。</p> <p>準備のことでありますが、やはり全体として国家、県、国のほうからの介護保険事業に対する補助金というのが出ているんで</p>

		<p>すね、65歳以上の単価を決めるときに。国、県からの補助率を上げる、そういったものも全国の市町村長、1,817市町村、その方々の首長の強い陳情等も国に働きかけていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、町単独では介護保険事業も、国全体が高齢化ですから、4人に1人、3人に1人になっていきますので、これは国全体で考えていかなければなりませんので、これからも町村会を通しながらも県のほうにも、県のほうも国に対しての補助率アップとかというのは働きかけていくでしょう。そうでなければもたないわけですから。そういったことで一緒になって頑張っていきたいなど。</p> <p>できるだけ地元、直接の高齢者にかかわる自治体としては、恐らく全国の町村長全部の方といいますか、町村長も抑えたいというのは、それは本音の部分だと思っておりますので、そういったことで総合的に判断しながらも国に働きかけていきたいというふうに思います。</p> <p>ちなみに国保の財政運営主体は平成30年には県になります。そういったことでございます。</p> <p>15番、馬場正治議員。</p>
質疑	15番 (馬場正治君)	<p>川口弘治議員の質問にも重なる部分もありますけれども、比較検討する県内40自治体あるわけですが、最高額のところから4番目まで先ほど、電話での聞き取りということで課長から数字の発表がありました。</p>
答弁	佐々木議長 介護福祉課長 (倉館広美君)	<p>私がお聞きしたかったのは、最低額の自治体、平均額、これが知りたかったんですけれども、まだ各自治体、新年度の3月議会の中ということで、まだ出てきていないかと思いますが、出次第、私たち議員に参考資料として配付をお願いしておきたいと思っております。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>今の15番、馬場議員にお答えいたします。</p> <p>先週、県から各市町村に基準月額額の報告の調査ものが来まして、先週報告いたしました。県に問い合わせしたところ、月末、</p>

		20何日かになるかと思いますが、マスコミに投げ込みするという情報を得ておりますので、その際には皆様にもお知らせしたいと思っています。
質疑	佐々木議長 15番 (馬場正治君)	15番。 ありがとうございます。お待ちしております。 まず、引き上げ率24.5%ぐらいなんですよね。本当にこれは町民にとっては川口弘治議員同様、大きな不安感、先行きの不安感を与えてしまうものだろうと思いますので、最重要課題として町のほうでも努力していただきたいということをお願いして質問を終わります。
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	次に、4番、檜山忠議員。 今お2方が聞いたそれは大部分のことなんですけれども、関連になるんですけれども、在宅介護を奨励していますよね。要するに施設介護をすると料金が高つく、だから、在宅介護をやれば、もっと安く上がるんじゃないかというふうな話をよく言っているんですけれども、ところが、在宅介護に対する手当みたいなやつ、在宅介護ということは、家にいる人が介護をするというふうなことになるので、その介護をする人に対する手当的なそれらというのはどういうふうになっていますか。
答弁	佐々木議長 介護福祉課長 (倉館広美君)	介護福祉課長。 在宅介護をする家族にということですが、町の今ある制度では介護度5の方が1年間1回もサービスの提供を受けなかった家庭には10万円の一時金をお支払いするという制度だけありますね。
質疑	佐々木議長 4番 (檜山 忠君)	4番。 介護5というふうになると、その下、1から始まるんですけれども、やはりその下位のほうの介護の人に対しても、それなりの

		<p>やはり、幾らかでもいいから手当を出すことによってデイサービスとかそういうふうなところに通わなくてもいいような、それが出てくるんじゃないかなと思います。</p> <p>今、実は介護のほうのそれをうちの者が受けるようになって明細書が来ているんですよ。それを見ると確かに高いんですね。町で負担している額というのは相当な額なんです。受けている人にとっては、それはありがたい話なんですけれども、ただ、在宅でも介護した場合に、もしかすれば幾らかでも手当が出てくるようであれば、家で介護してあげたいと思うんですよ。それが全くないとなると楽なほうへというふうな形になっていくと思うので、そこら辺もう一回いろいろな面から検討していただいたほうが介護料が少なくなっていくんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>今、3人の方がいろいろな角度から質問をしております。そして、結果的には当町は6,970円、先ほど介護福祉課長の話によりますと、今把握している段階で3市町村が当町より高いと。八戸市も当町より低いんです。そして三沢市も6,000円を切っております。そして財政の厳しい黒石市も当町より安いんです。</p> <p>今、町長は福祉の町を提唱していると、福祉に力を入れているという話であります。私もそう思います。保育料にしても、保育料は従来の保育料を堅持しますと。そして第3子以降、所得に関係なく全員を無料にしますといった決断に私はこの前、高く評価しておりますが。</p> <p>そして高齢者率、当町は40自治体でも低いほうです。三沢市が多分、一番高齢者率が低いと思います。その上がおいらせ町だと私は思っております。にもかかわらず、6,970円、24%ですか、の上げ幅率、福祉の町を提唱していながら、いささか虚しいなど、こう思います。</p> <p>確かに財政は厳しいかもしれませんが。ただ、先般の議会で3番議員が金がないわけではないんだから有効に使うべきであると、</p>
質疑	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	

<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>このように町長に要望したら、町長は「平野議員と全く同じ考えであります」というふうな答弁をしております。</p> <p>ですから、金を使うのは今じゃないですか。福祉に力を入れるとするならば、こんなに上げなくて、もう少し抑えて私はその政策を、三村カラーを出すべきであると、こう思いますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>町長。</p> <p>高齢者福祉に力を入れてずっときたことは事実でありますし、子ども・子育ての部分、保育に対しても大変力を入れてきました。何しろ財源に限りがあるものですから、いろいろな各分野に、それこそお金を使わなければならないのがたくさんあるものですから、何とも、もっと低く抑えるべきだという意見はそのとおりだと思うんですけども、なかなかそうもいかない。</p> <p>実は、この6,970円云々というのは本当はもっと、7,000円台、各町村も、抑えている私どもの町より高い保険料のところも、まだまだ高い。それから低いところもまだ高いんですけども、抑えている。いろいろな町の、市の事情というのがあると思いますので、考え方があると思いますけれども、これはこれで低くなったり高くなったりしているのかもしれませんが、私のほうとしては福祉の町を標榜する中でも、やはりバランスというものを大きく考えて私は7,000円台にいくのを抑えて7,000円を切るような形で抑え込んだというふうにはしております。</p> <p>ですから、そこら辺は松林議員おっしゃるように、もっともっと抑えられればいいんですけども、何しろ最初のスタートのときから安くスタートしているから、この保険料は。私から見ると。安くスタートしたのを、この10年間で、それこそ30円しか上げていない。その前の段階で上げてくれば、あまりにも20何%というのは目立たなかったと思うんですけども、しかし、ここにきて、やはり借り入れしてまでも支払いを、給付しているという状況の中であっては、このまま借金を膨らませるわけにもいきませんから、それらも全部網羅しての7,000円台を超えるのを7,000円以下に抑え込んで、できるだけ、これはぎりぎりに抑え込んだというふうな状況でありますので、そこら辺は。金</p>
-----------	-------------------------------------	--

	<p>佐々木議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>があれば本当に、さっきも言ったように潤沢であればいいんですけども、なかなかそうはいかないんです。そこら辺をご理解をいただきたいと思います。</p> <p>14番。</p> <p>高齢者率が少ない当町であります。それが、もともとが安いという町長の話ですけれども、結果的には、恐らく青森県のデータをとると4番目に高いのかなと思います。新聞を見ますと、当町より高いと報道されている町村はありませんでした。私も新聞を切り取って、関心があったものですから切り取っておりますけれども、ほとんどが当町より少ない保険料になっております。</p> <p>高齢者率がほかの町村に比べて低い、財政はまあまあだと思えますよ。それにもかかわらず、こんなに高く設定する。私は町長の、もっと勇断「だめだと、これは。高過ぎる。もう少し低く抑えろ」というふうな、やはり町長の気持ちを持つべきであると、こう思います。金は使うと町長は言っているんですから、有効に使うべきですよ、福祉に。と私は思います。いくら聞いても同じ答弁でしょう。ですから、いいです。やめますけれども、そういうふうな福祉の町を提唱するならば、これからそういうふうな熱き思いで政策を進めてください。</p>
<p>答弁</p>	<p>佐々木議長</p> <p>介護福祉課長 (倉館広美君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>今の14番、松林議員のご質問の中に高齢化率が低いのに保険料が高めにとありましたけれども、実は高齢化率が高いということは、それだけ高齢者の人数が多いと。多くても健康の方の割合が多ければ保険料は入ってくる、介護保険を使う人が少ないという状況ですので、一概に高齢化率が低いから保険料が低く設定できるというものでもございません。率が低くて、たくさん介護保険を使う人の割合が高ければ、お金が入ってくるより出てくるほうがずっと多いわけですので、保険料は当然高めの設定になるということです。高齢化率の高い、低いじゃなくて、認定率、健康な人がどれだけいるかというのが介護保険料に直接かかわってくる数値だと思いますので、お知らせしておきます。</p>

当局の説明	佐々木議長 (議員席)	ほかにございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第19号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	日程第24、議案第20号、おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (澤口 誠君)	議案第20号についてご説明申し上げます。 議案書の97ページから100ページをごらんください。 本案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、占用料単価表が改定されたため、町が道路管理者として徴収することができる占用料の額を改正するものであります。 以上で説明を終わります。
	佐々木議長 (議員席)	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 **なしの声**
	佐々木議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	なしと認め、討論を終わります。

延会宣告	(議員席)	これから議案第20号について採決をいたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	佐々木議長	お諮りします。 本会議における本日の議案審議については、議案第20号までとし、議案第21号からの審議はあす引き続き行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	佐々木議長	異議なしと認めます。 よって、本会議の議案の審議はそのように取り扱うことに決しました。
	佐々木議長	これで本日の会議を閉じます。 あすの本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。 本日の本会議はこれで延会とします。 (延会 午後 4時30分)
	事務局長 (袴田光雄君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 どうもお疲れさまでした。